

# 福島県流域下水道事業経営戦略

(阿武隈川上流流域下水道事業)



令和2年度 ~ 令和11年度  
(2020年度) (2029年度)

令和3年3月  
(令和4年3月一部改定)

福島県土木部下水道課

## 目 次

1	はじめに	
(1)	経営戦略策定の趣旨	1
	ア 背景と目的	
	イ 計画期間	
(2)	下水道について	2
	ア 下水道の役割	
	イ 下水道の種類	
2	福島県流域下水道事業の概要	4
(1)	事業の現況	5
	ア 施設	
	イ 広域化・共同化等の実施状況	
	ウ 市町村負担金	
	エ 組織	
(2)	民間活力の活用等	15
	ア 民間活用の状況	
	イ 資産活用の状況	
(3)	経営比較分析表を活用した現状分析	15
	ア 経営の健全性・効率性について	
	イ 老朽化の状況について	
	ウ 経営分析に関する全体的な総括	
3	将来の事業環境	
(1)	処理区域内の人口の予測	25
	ア 本県人口の推移と将来予測	
	イ 処理区域内人口及び水洗化人口の推移	
(2)	流入水量(排水量)の予測	26
4	経営の基本方針	28
(1)	基本理念	
(2)	経営方針	
	ア 経営基盤の強化	
	イ 施設の長寿命化及び強靱化	
	ウ 快適な生活空間の創出と自然環境の保全	
5	主要な施策と取組	
(1)	経営基盤の強化	29
	ア 安定した財政運営	
	イ 経営の効率化	
	ウ 広域化・共同化	

(2) 施設の長寿命化及び強靱化	31
ア 施設の老朽化対策	
イ 防災減災・危機管理対策の推進	
(3) 快適な生活空間の創出と自然環境の保全	33
ア 接続人口の拡大	
イ 公共用水域の水質改善	
ウ 地域温暖化への対応	
6 投資・財政計画(収支計画)	36
(1) 投資・財政計画(収支計画)	
(2) 投資・財政計画策定に当たっての説明	
ア 投資に関する説明	
イ 財源に関する説明	
7 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	38

## 改定履歴等

令和3年3月 策定

令和4年3月 令和元年東日本台風により被災した県北浄化センターの復旧に伴い、当該施設に関する記述等を修正。また、収益、資産において、監査委員からの指摘により修正処理を行ったもの及び改定までの間に実績値を示すことができるものについて、当該数値を修正又は追記。

## Ⅰ はじめに

### (1) 経営戦略策定の趣旨

#### ア 背景と目的

本県の流域下水道事業は、栃木県と本県との境にある旭岳にその源を発し、県の中通りを北上して宮城県から太平洋にそそぐ阿武隈川（流域面積5,405km<sup>2</sup>（本県分4,080km<sup>2</sup>）、長さ239km（本県分181km））の上流域において整備、運営しています。

阿武隈川流域には、福島市や郡山市を始めとした多数の市町村と県人口の半分以上が集中しており、上水道や工業用水等の水源として利用され、本県の産業振興や生活環境の保全に極めて重要な役割を果たしています。しかし、人口集中、産業発展等が著しく、河川の水質悪化が顕著になったことから、広域的かつ効率的な流域下水道事業の実施が求められてきました。

昭和51年度に郡山市を中心とした「県中処理区」から事業を開始し、福島市を中心とする「県北処理区」、二本松市の「二本松処理区」及び田村市の「田村処理区」と事業を進め、現在では、4処理区において施設整備や老朽化した施設の改築更新を行っています。

本事業は、複数市町村の公共下水道から排除される下水を受け入れ、まとめて処理するため、各種施設の建設費や維持管理費の軽減が図られるなどの効果がありますが、これら施設の老朽化に伴う更新投資の増大や節水機器の普及、人口減少に伴う流入水量の減少など、経営を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続していくことが求められています。

このような中、平成27年1月に総務大臣より、下水道事業について平成31年度までに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、公営企業会計に移行（遅くとも平成32年度予算・決算までに公営企業会計に基づいたものに移行）するよう要請があり、本県においては、令和2年4月より地方公営企業法を一部適用（財務規定の適用）した流域下水道事業会計に移行したところです。

また、公営企業が将来にわたり事業を持続的に運営していくためには、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、事業の効率化、経営健全化を行うことが必要とされていることから、本事業においても経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを目的として、経営の基本計画である「経営戦略」を策定することとしました。

#### イ 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

これは、「計画期間の設定に当たっては、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、10年以上の合理的な期間を基本とする。」という総務省のガイドラインに準じるとともに、事業予測の確実性を見通せる期間としたものです。

## (2) 下水道について

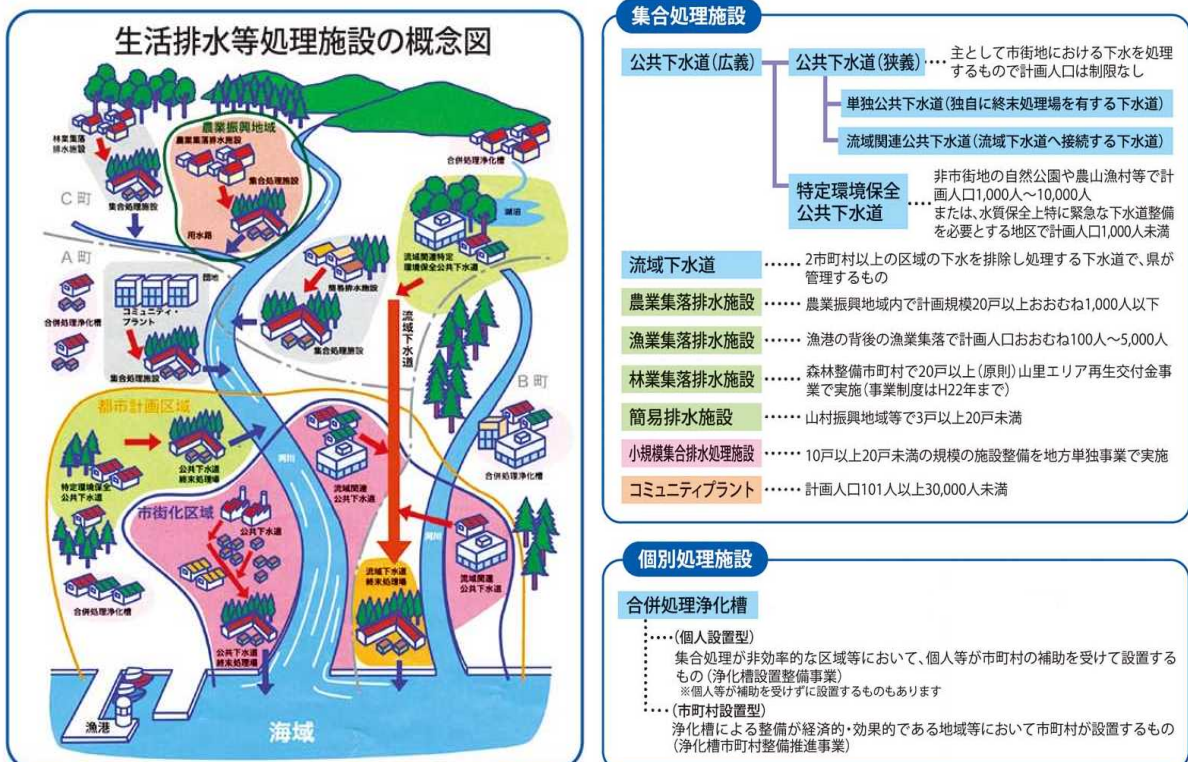
### ア 下水道の役割

下水道法は、「下水道の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること」を目的としており、また、下水道とは「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう」と定義されています。

下水道は、トイレの水洗化や台所・風呂場などの生活雑排水を速やかに排除することで、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図るとともに、処理場で適正に処理した後放流することにより、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るために欠かせない施設となっています。近年は、これらに加え、都市化の進んだ地域における雨水の速やかな排除による浸水被害の防止、下水処理に伴い発生する汚泥の肥料化やセメント原料など、下水道資源の有効利用のほか、都市に憩いと潤いをもたらす水辺空間の創出など水循環の構築や良好な水環境の形成も期待されており、多面的な役割が求められています。

### イ 下水道の種類

下水道として整備されるものは、下水道法に規定されている「公共下水道」、「流域下水道」、「都市下水路」の3種類がありますが、このほか、下水道法上の下水道以外に汚水を処理する施設として「農業集落排水施設」、「合併処理浄化槽」等があります。



本県では、これらの施設を「生活排水等処理施設」として生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを目的とした生活排水等の処理施設整備を効率的・経済的に進めるため、「ふくしまの美しい水環境整備構想 ～適正な生活排水等の処理に向けて～」を平成22年に策定し、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等各施設の明確な役割分担のもと、各種事業を推進しています。

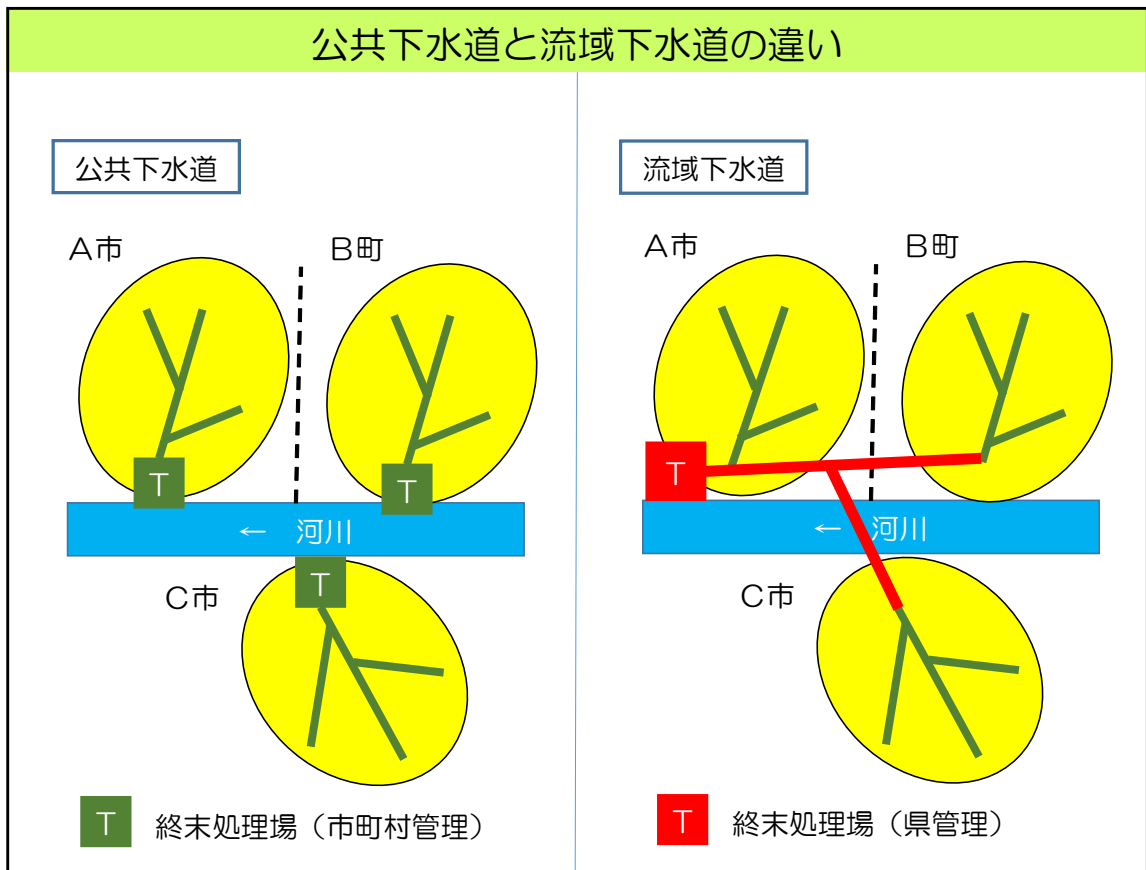
(ア) 公共下水道

公共下水道とは、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」とされており、その「設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うもの」とされています。

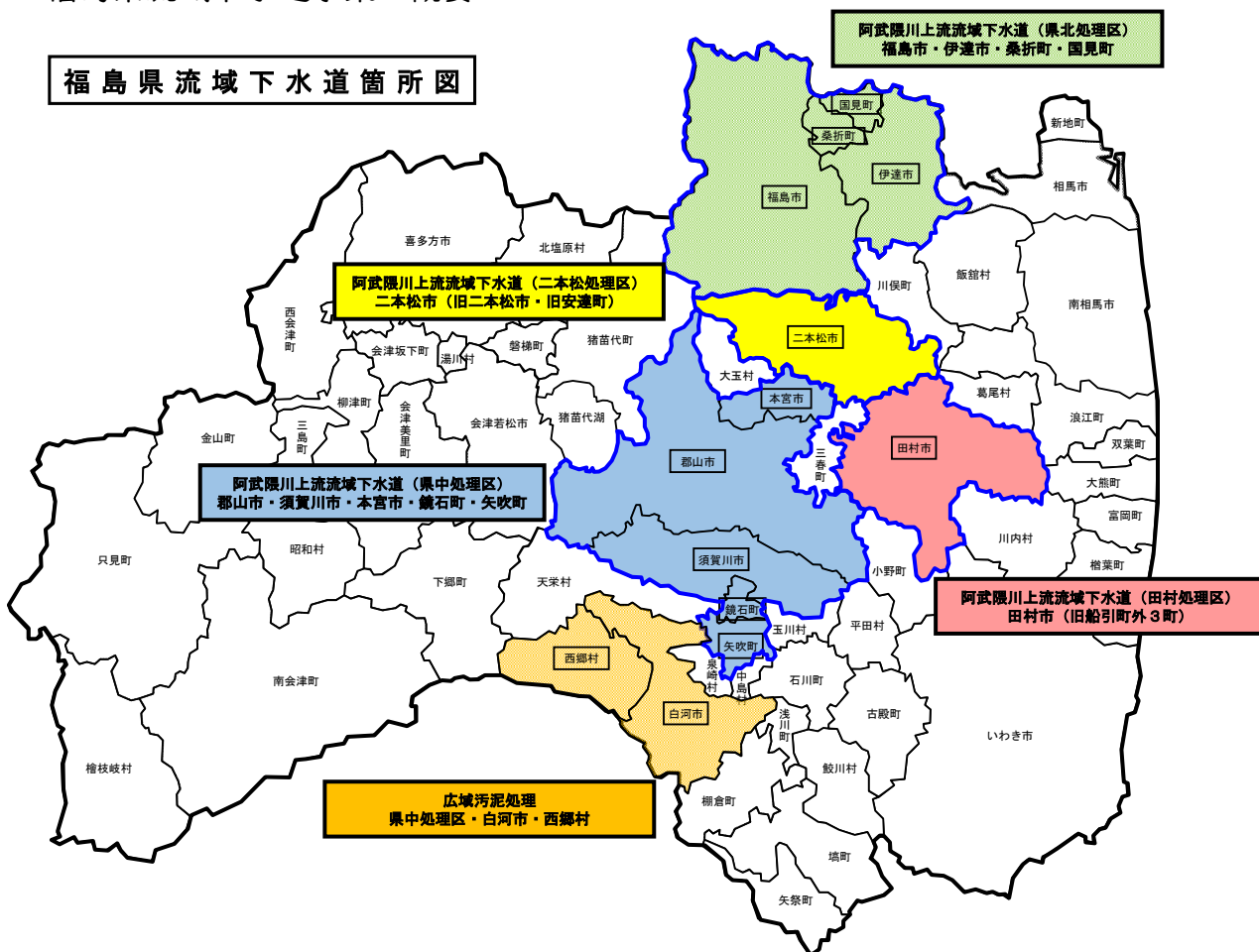
(イ) 流域下水道

これに対し、流域下水道とは、「もっぱら地方公共団体が管理する下水道（前述の公共下水道）により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの」とされており、その「設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行うもの」とされています。

これは、公共用水域の水質保全を図っていくため、また、下水道の整備促進という観点から広域的に計画し、集約して終末処理場で処理を行う方が公共下水道で整備するよりも効果的、効率的である場合が多いことから、広域行政主体である都道府県を管理主体とする広域的な下水道として事業が実施されるものです。



## 2 福島県流域下水道事業の概要



福島県流域下水道事業								
事業箇所	阿武隈川上流流域下水道							
	東北処理区		県中処理区		二本松処理区		田村処理区	
	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
計画事業期間	昭和59年度 ～令和9年度	昭和59年度 ～令和8年度	昭和51年度 ～令和9年度	昭和51年度 ～令和6年度	平成4年度 ～令和20年度	平成4年度 ～令和8年度	平成9年度 ～令和9年度	平成9年度 ～令和7年度
計画処理面積 (ha)	7,337	5,341	10,416	8,433	1,013	671	982	768
計画処理人口 (人)	252,050	214,760	339,880	318,470	21,300	19,000	13,950	11,680
計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日最大)	134,460	110,670	170,080	157,670	8,900	7,400	6,460	5,540
現有水処理能力 (m <sup>3</sup> /日最大)	(87,800)		(142,800)		(7,800)		(3,300)	
管渠延長(km)	56.0	55.9	50.5	50.5	5.6	5.6	26.5	26.5
(管径)	(Φ400mm～Φ1,650mm)		(Φ400mm～Φ3,500mm)		(Φ200mm～Φ1,000mm)		(Φ100mm～Φ900mm)	
幹線管渠名	左岸幹線・右岸幹線・飯坂幹線 ・国見幹線・梁川幹線・保原幹線		県中幹線・本宮幹線・熱海幹線		二本松幹線・あだたら幹線		大滝根幹線・常葉幹線・七郷幹線	
ポンプ場(箇所)	1	2	2	2	0	0	0	0
ポンプ場名	伊達中継ポンプ場 伊達中継ポンプ場 梁川ポンプ場		本宮ポンプ場 鏡石ポンプ場					
処理場名	県北浄化センター		県中浄化センター		あだたら清流センター		大滝根水環境センター	
敷地面積 (ha)	42.6		53.0		3.6		5.9	
放流先	阿武隈川(水質環境基準B-1)		阿武隈川(水質環境基準B-1)		六角川(水質環境基準B-1)		大滝根川(水質環境基準A-1)	
水質	BOD: 253mg/ℓ(流入) ⇒15mg/ℓ(放流)	BOD: 249mg/ℓ(流入) ⇒15mg/ℓ(放流)	BOD: 233mg/ℓ(流入) ⇒15mg/ℓ(放流)	BOD: 229mg/ℓ(流入) ⇒15mg/ℓ(放流)	BOD: 187mg/ℓ(流入) ⇒15mg/ℓ(放流)	BOD: 183mg/ℓ(流入) ⇒15mg/ℓ(放流)	BOD: 259mg/ℓ(流入) ⇒15mg/ℓ(放流)	BOD: 247mg/ℓ(流入) ⇒15mg/ℓ(放流)
	SS: 214mg/ℓ(流入) ⇒20mg/ℓ(放流)	SS: 203mg/ℓ(流入) ⇒20mg/ℓ(放流)	SS: 180mg/ℓ(流入) ⇒20mg/ℓ(放流)	SS: 176mg/ℓ(流入) ⇒20mg/ℓ(放流)	SS: 153mg/ℓ(流入) ⇒20mg/ℓ(放流)	SS: 146mg/ℓ(流入) ⇒20mg/ℓ(放流)	SS: 211mg/ℓ(流入) ⇒20mg/ℓ(放流)	SS: 206mg/ℓ(流入) ⇒20mg/ℓ(放流)
供用開始 年月日	福島市・伊達市・桑折町・国見町 H8. 4. 1		郡山市・本宮市 須賀川市 鏡石町 鏡石町 矢吹町 S63. 10. 1 H 4. 10. 1 H 6. 6. 1 H 7. 4. 1		二本松市 H 10. 10. 1		田村市 H 16. 4. 1	
関連市町村 (○印処理場のある市町)	福島市 ○伊達市 ○桑折町 ○国見町		○郡山市 ○須賀川市 ○本宮市 ○鏡石町 ○矢吹町		○二本松市		○田村市	

## (1) 事業の現況

### ア 施設

#### (ア) 県北処理区

福島市を中心とする2市2町を対象として、昭和59年度から事業を開始しました。

昭和59・60年度に用地買収が完了し、昭和61年度から幹線管渠の建設工事、平成2年度から処理場建設工事に着手しました。

平成8年4月より県北浄化センターが運転を開始し、関連する2市2町すべてで、下水道が利用可能となりました。

増加する流入水量に対応するための下水処理能力の増強や福島県流域下水道ストックマネジメント計画に基づく処理施設の改築更新及び耐震対策を行っていました。

県北浄化センターについては、令和元年東日本台風で被災したため、施設を復旧しながら、下水処理を行っていましたが、令和3年12月に水処理施設を復旧し、被災前の処理能力となりました。今後は、令和4年3月までに残りの工事も含め復旧完了する予定としています。

市町名	全体計画			事業計画		
	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画汚水量 (千m <sup>3</sup> /日最大)	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画汚水量 (千m <sup>3</sup> /日最大)
福島市	6,274	220.0	118.1	4,335	183.1	95.4
伊達市	732	22.2	11.9	685	21.8	10.8
桑折町	163	5.2	2.5	163	5.2	2.5
国見町	168	4.7	2.0	158	4.7	2.0
合計	7,337	252.1	134.5	5,341	214.8	110.7



県北浄化センター水処理施設



**阿武隈川上流流域下水道(県北処理区)**



(1) 県中処理区

郡山市を中心とする3市2町を対象として、昭和51年度から事業を開始しました。

昭和52年度から幹線管渠の建設工事に着手、昭和55・56年度に処理場用地の買収がほぼ完了したため、昭和57年度から処理場の建設工事に着手しました。

昭和63年10月に郡山市・本宮町（現本宮市）が供用開始、平成7年4月には最上流部である矢吹町が供用開始して、関連する3市2町すべてで下水道が利用可能となりました。

また、平成11年度には熱海幹線が完了し、熱海処理分区の供用が開始されました。

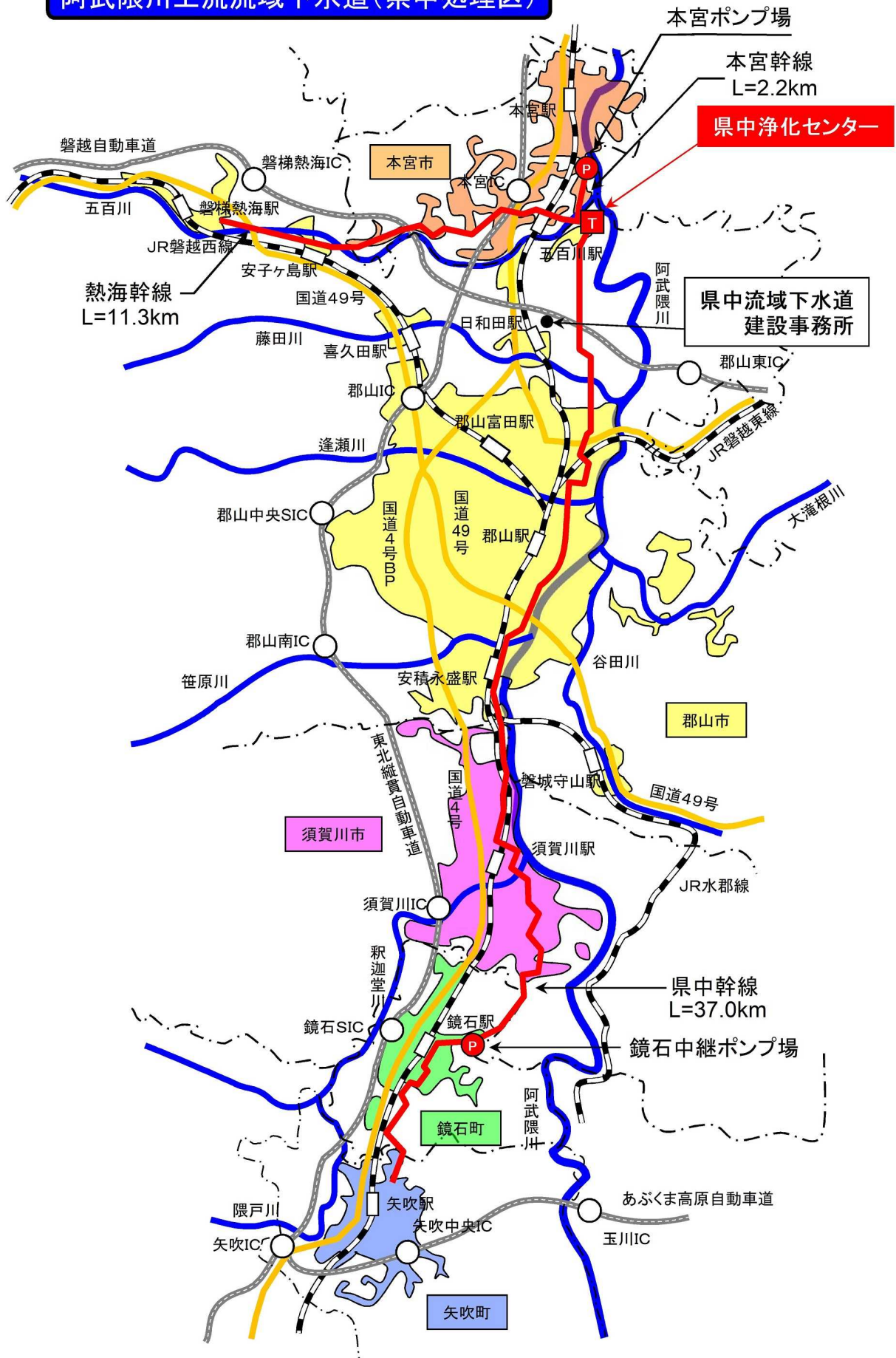
現在は、福島県流域下水道ストックマネジメント計画に基づく処理施設の改築更新や耐震対策を行っています。

市町名	全体計画			事業計画		
	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画汚水量 (千m <sup>3</sup> /日最大)	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画汚水量 (千m <sup>3</sup> /日最大)
郡山市	6,553	257.2	132.0	5,615	245.0	124.9
須賀川市	1,793	43.1	21.1	1,273	38.1	17.8
本宮市	774	17.1	7.9	562	14.7	6.6
鏡石町	656	11.5	4.8	412	10.7	4.4
矢吹町	640	11.0	4.3	571	10.0	3.9
合計	10,416	339.9	170.1	8,433	318.5	157.6



県中浄化センター全景

阿武隈川上流流域下水道(県中処理区)



(ウ) 二本松処理区

二本松市と安達町（現二本松市）の1市1町を対象として、平成4年度から「阿武隈川あだたら流域下水道（二本松処理区）」の事業を開始しました。

平成5年度に処理場の用地買収が完了し、平成6年度から幹線管渠の建設工事、平成7年度から処理場の建設工事に着手しました。

平成10年10月よりあだたら清流センターが運転を開始し、関連する二本松市と安達町で下水道が利用可能となりました。

平成17年12月に二本松市と安達町が合併し、二本松市となったことを契機として、平成25年12月に現在の「阿武隈川上流流域下水道（二本松処理区）」として再編しました。

現在は、福島県流域下水道ストックマネジメント計画に基づく処理施設の改築更新や耐震対策を行っています。

市町名	全体計画			事業計画		
	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画汚水量 (千m <sup>3</sup> /日最大)	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画汚水量 (千m <sup>3</sup> /日最大)
二本松市	1,013	21.3	8.9	671	19.0	7.4



あだたら清流センター全景

阿武隈川上流流域下水道(二本松処理区)



## (I) 田村処理区

大滝根川流域は、平成3年度に「水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域」の指定を受け、平成9年度より流域下水道事業「大滝根川流域下水道（田村処理区）」に着手しました。

平成16年4月より大滝根水環境センターが運転を開始し、船引町（現田村市）及び常葉町（現田村市）で下水道が利用可能となりました。

平成17年3月に滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町が合併し、田村市となったことを契機として、平成25年12月に現在の「阿武隈川上流流域下水道（田村処理区）」として再編しました。

現在は、福島県流域下水道ストックマネジメント計画に基づく処理施設の改築更新を行っています。

市町名	全体計画			事業計画		
	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画汚水量 (千m <sup>3</sup> /日最大)	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (千人)	計画汚水量 (千m <sup>3</sup> /日最大)
田村市	982	14.0	6.5	768	11.7	5.5



大滝根水環境センター

# 阿武隈川上流流域下水道(田村処理区)



## イ 広域化・共同化等の実施状況

### (ア) 広域化

平成 4年度	県中処理区	郡山市赤沼地区の農業集落排水区域を接続
平成19年度	県中処理区	郡山市単独公共下水道(郡山市第4分区)を編入
平成21年度	県中処理区	郡山市高倉地区の農業集落排水区域を接続
平成27年度	県中処理区	本宮市青田地区の農業集落排水事業を編入
令和 2年度	田村処理区	田村市畑中地区の農業集落排水事業を編入

### (1) 共同化

平成14年度	県中浄化センターにおいて、白河市及び西郷村(単独公共下水道)の汚泥の共同処理を開始
令和 4年度	大滝根水環境センターにおいて、田村市のし尿等汚泥処理施設の脱水分離液を受入予定

## ウ 市町村負担金

### (ア) 市町村負担の概要・考え方

流域関連市町村に求める負担金は、維持管理負担金と建設負担金の2種類があります。このうち本県が徴収している維持管理負担金については、維持管理費分と資本費回収分に分けられます。

なお、本県流域下水道事業は、市町村の行う公共下水道事業と異なり、直接、利用者から使用料を徴収しておらず、維持管理費用を各処理区ごとに関連市町村が負担していますが、関連市町村からの負担金の財源には、利用者からの使用料が含まれていることを念頭に置き、利用者の負担軽減につなげるためにも、より一層のコスト縮減に努めてまいります。

また、改築更新費用についても、事業費から国費、県費を除いた額を関連市町村が負担しており、これらの収支の過不足額は原則会計年度ごと、各処理区ごとに清算することとしています。

#### α 維持管理負担金(維持管理費分)

維持管理費用に充当する市町村の負担額は、処理区ごとに流入量(=処理水量)当たりの単価を県と市町村の協議によって定め、その単価にそれぞれの流入量(又は有収水量)を乗じて算出しています。

県北処理区以外の3処理区につきましては、令和2年度を初年度とした5年間の単価を定めております。

また、県北処理区につきましては、市町村との協議により災害復旧完了後の複数年度での単価改定を検討することとします。

#### β 維持管理負担金(資本費回収分)

資本費回収は、建設事業費等の投資において県が実質的に負担した費用を対象としています。供用開始当初で処理単価が高く処理費用が高額になる場合には、回収の進捗調整を行い負担額の平準化を図るなど、市町村の負担に配慮しながら



ら一定年数で回収を行っています。

ここでいう県が実質的に負担した費用とは、建設事業等実施時における地方債借入に伴う元利償還額から地方交付税措置分を除いたものです。

c 建設負担金

建設負担金は、施設等の建設時に建設資金として関連市町村の当該年度の負担としているもので、建設に要した費用から国費を除いた額の1/2としています。

(1) 維持管理負担金単価

覚書による単価

(単位:円/m<sup>3</sup>、白河・西郷は円/t)

年度	県北処理区	県中処理区	白河・西郷	二本松処理区	田村処理区
H29	70.37	56.40	21,418	172.09	173.88
H30	70.37	56.40	21,629	172.09	171.03
R元	70.37	56.40	22,017	172.09	167.81
R2	70.37	58.10	19,764	196.40	195.36
R3	88.59	58.10	20,424	196.40	184.39
R4	協議中	58.10	21,084	196.40	171.47
R5	協議中	58.10	21,854	196.40	169.21
R6	協議中	58.10	22,624	196.40	158.90

エ 組織

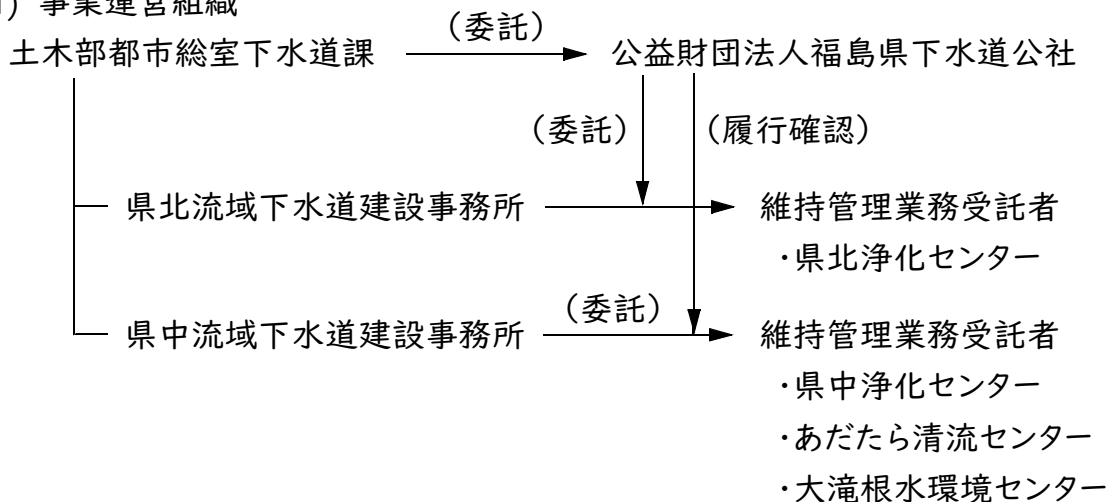
(ア) 職員数(令和2年4月1日時点)

土木部都市総室下水道課 11名(うち流域下水道事業従事者5名)

県北流域下水道建設事務所 13名

県中流域下水道建設事務所 15名

(1) 事業運営組織



## (2) 民間活力の活用等

### ア 民間活用の状況

#### (ア) 民間委託(包括的民間委託を含む)

民間委託は、平成20年度に二本松処理区で包括的民間委託を導入以降、段階的に拡充・見直しを行っており、直近では、県中処理区、二本松処理区及び田村処理区において、処理場とポンプ場の運転管理を実施していました。また、履行確認は、公益財団法人福島県下水道公社が実施していました。

平成29～30年度に効果を検証した結果、一定の効果が認められたことから、よりスケールメリットを活かした委託とするため、令和2年度から県北処理区を除く3処理区を一括して、期間を5年間とする包括的民間委託を実施しており、委託業務の履行確認は引き続き公益財団法人福島県下水道公社が実施しております。

なお、県北処理区は、処理場が被災により通常の運転管理ができなかったため、公益財団法人福島県下水道公社に運転管理を含めた維持管理を委託しております。復旧工事完了後においては、更新した施設・設備の稼働による安定した運転データ(概ね1年間分)を蓄積した後、経済的かつ合理的な維持管理方法を検討します。

#### (イ) PPP/PFI等

現在は実施していませんが、発生汚泥等について減容化や将来の有効活用の検討を行うとともに、PPP等の導入について、現体制における実施等と比較した上で、経営基盤の強化を図るための適用範囲や事業の枠組みについて調査し、実施における今後の方向性を検討します。

### イ 資産活用の状況

#### (ア) エネルギー利用(下水熱・下水汚泥・発電等)

該当はありませんが、平成29年3月に福島県流域下水道条例を一部改正し、再生可能エネルギー設備の占用規定を設け、利用のための受皿を用意しております。

また、下水道事業における新技術導入の可否についても、設備更新時に併せて検討します。

#### (イ) 土地・施設等利用(未利用土地・施設の活用等)

県北浄化センター内において、当面未利用となっている土地の有効利用のため、太陽光発電事業用地として、民間企業に土地を占用許可しています。なお、占用料は県北処理区の維持管理費用に充当しています。

α 設置場所:福島県県北浄化センター内(国見町)

β 占用面積:約2.4ha

#### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較表については類似団体と比較しながら、以下のとおり分析しました。なお、本事業は令和2年4月から法適用しているため、令和元年度以前の各指標は法非適用時の数値となっております。また、類似団体区分が平成30年度より供用開始後「15年以

上」から「30年以上」に変更されております。

ア 経営の健全性・効率性について

(ア) 経常収支比率(収益的収支比率)

$$\text{法適用：経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

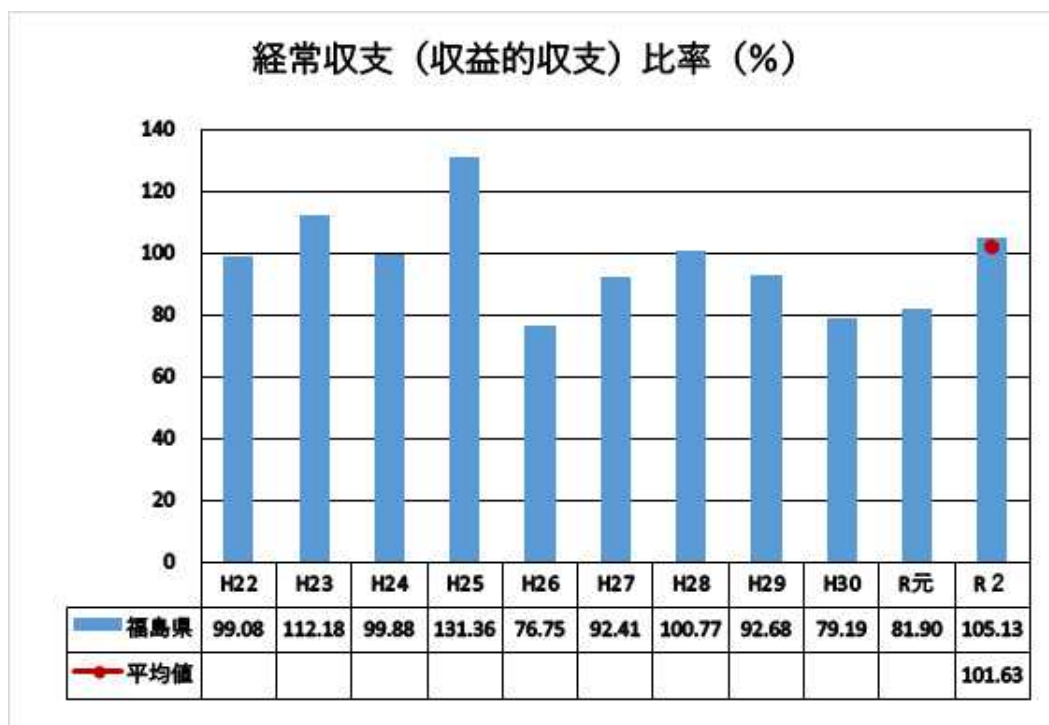
$$\text{法非適用：収益的収支比率(\%)} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用+地方債償還金}} \times 100$$

法適用の場合は、経常収支比率を指標とし、維持管理負担金や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表しており、法非適用の場合は、収益的収支比率を指標とし、維持管理負担金や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表しています。

本指標が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示していますが、経年で比較した場合に右肩上がりで100%に近付いていれば、経営改善に向けた取組が成果を上げている可能性があるといえます。

本事業の経常収支(収益的収支)比率については、概ね100%前後の数値で推移していましたが、近年は下水汚泥放射能対策事業の減に伴い減少しております。今後は維持管理費用の効率化等により、更なる経費節減を図り、収支均衡を図る必要があります。

なお、平成26年度の事業については、一部を平成25年度から繰越しましたが、収入は25年度に受け入れているため、低くなっています。



※本事業は令和2年度から法適用となったことから、法非適用時(令和元年度以前)における指標である収益的収支比率の類似団体平均値は算出できません。

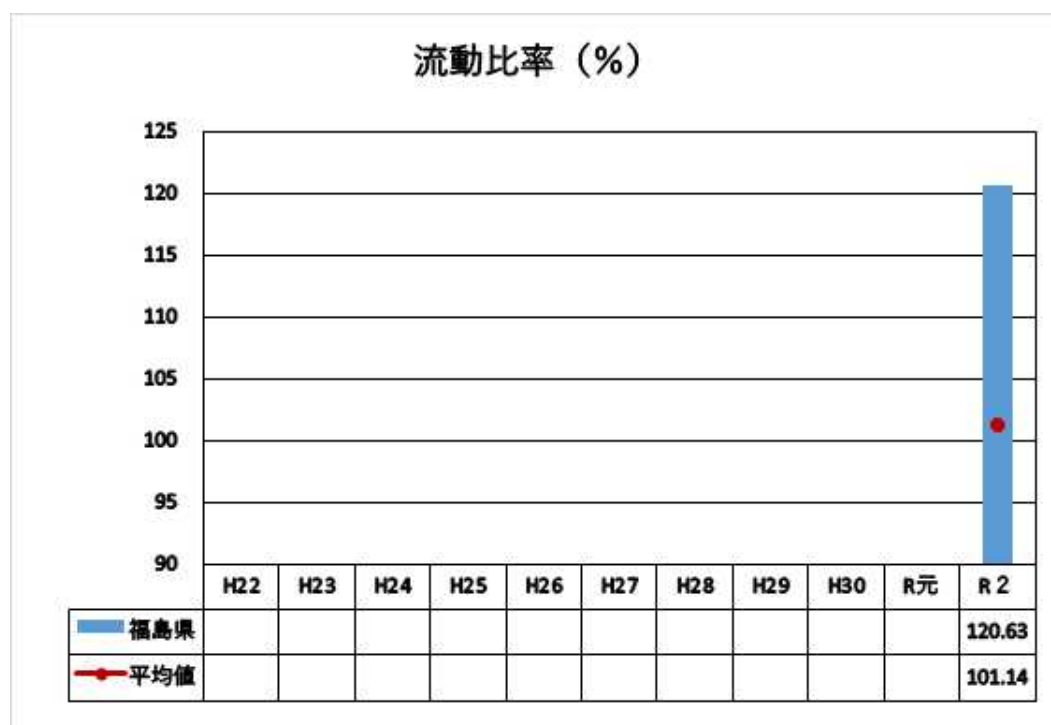
(1) 流動比率

$$\text{流動比率 (\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

流動比率は短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

本指標は法適用に伴い算出されることとなった指標で、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

本事業の流動比率は100%を超えておりますが、企業会計に移行したばかりで、前年度までの特別会計を打切り決算した結果によるものであり、本来の経営状況を正しく表しているとはいえません。次年度以降における資産、負債状況を勘案して分析していきます。



(ウ) 企業債残高対事業規模比率

$$\text{企業債残高対事業規模比率 (\%)} = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

企業債残高対事業規模比率は、維持管理負担金等の主要な収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

本指標については、明確な数値基準はないとされていますが、経年比較や類似団体との比較等により、事業の置かれている状況を把握・分析する必要があります。

本事業の企業債残高対事業規模比率は年々減少傾向にあります。類似団体平均値と比較して数値が大きいのは、建設改良の事業規模に比べ、維持管理業務が少ないためと思われますが、引き続き、ストックマネジメント計画等に基づく適切な施設整備を行うことにより、比率の減少化を図っていきます。



(I) 汚水処理原価

$$\text{汚水処理原価(円)} = \frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$$

有収水量1m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

本指標についても、明確な数値基準はないとされていますが、経年比較や類似団体との比較等により、事業の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析する必要があります。

本事業の汚水処理原価については、平成23年度以降東日本大震災に伴う原発事故の影響による汚泥処理費用の増加により、上昇していましたが、近年は下水汚泥放射能対策事業の減に伴い減少傾向にあるものの、類似団体平均値と比較して、いまだに高水準で推移しています。

減少させるためには、汚泥をより低額で受け入れてくれる処分場を開拓したり、汚泥の減容化等により、総処理費用を低減させる必要があります。



(オ) 施設利用率

$$\text{施設利用率 (\%)} = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$$

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

本指標についても、明確な数値基準はないとされていますが、一般的には高い数値であることが望ましいとされています。ただし、地域特有の事情により、季節によって処理水量に大きな変動があり得るため、最大稼働率と併せて分析して適切な施設規模となっているか判断する必要があります。

本事業の施設利用率については、概ね類似団体平均値と同水準で推移しておりますが、平成27年度及び30年度は施設の増設等に伴い、一時低下しましたが、徐々に増加する傾向にあります。



(カ) 水洗化率

$$\text{水洗化率 (\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現処理区域内人口}} \times 100$$

現処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

本指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいとされています。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性ことや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要です。

本事業の水洗化率は、平成26年度以降、処理区域内への人口の集中に伴い上昇傾向にありましたが、平成29年度以降は下回り、特に平成30年度は類似団体から大きく乖離してしまいました。処理区によっては水洗化率に大きな差があるため、引き続き、関連市町村と連携し、水洗化を促進する必要があります。





イ 老朽化の状況について

(ア) 有形固定資産減価償却率

$$\text{有形固定資産減価償却率 (\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿価格}} \times 100$$

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しています。

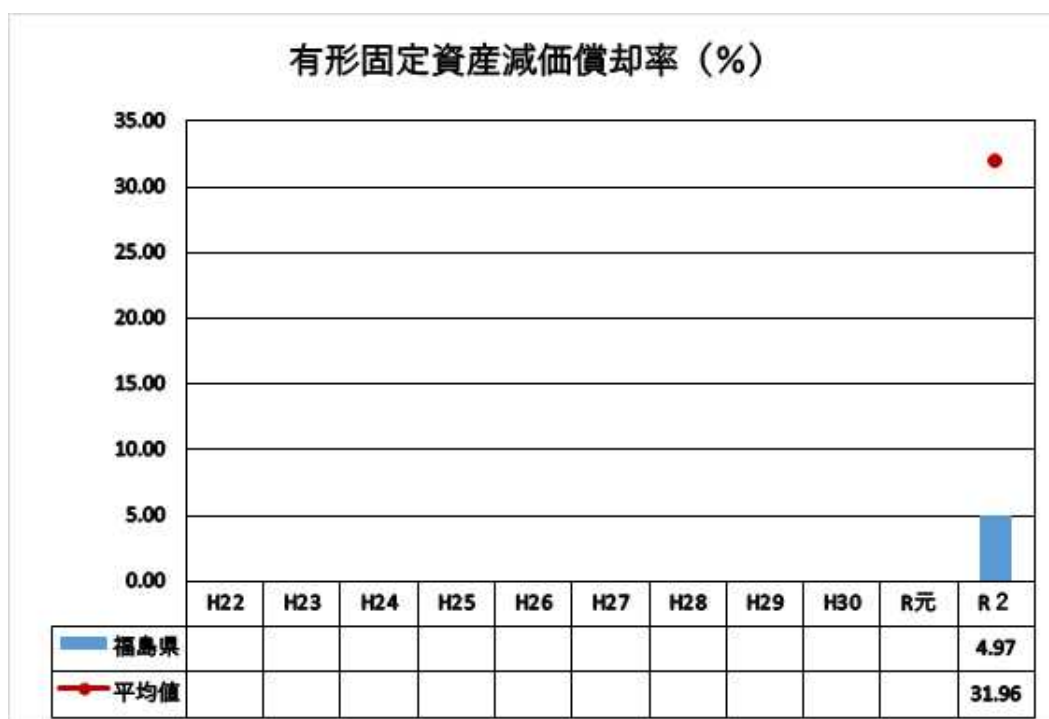
本指標についても法適用に伴い算出されることとなった指標で、明確な数値基準はないとされていますが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

一般的には、数値が100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することが出来ます。

また、他の老朽化の状況を示す指標を踏まえ分析する必要があると考えられ、施設の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要があります。

本事業の有形固定資産の減価償却率は、類似団体平均値と比較して低いことから、法定耐用年数に近い資産が少ないことを示しております。

令和2年4月からの法適用に際し、各浄化センターや管渠等の現在の資産価値を適正に把握することが必要となることから、全ての資産について調査、台帳への登録を行っておりますが、老朽化に関する他の指標の状況も踏まえ分析していきます。



(1) 管渠改善率

$$\text{管渠改善率 (\%)} = \frac{\text{改善(更新・改良・維持)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握するものです。

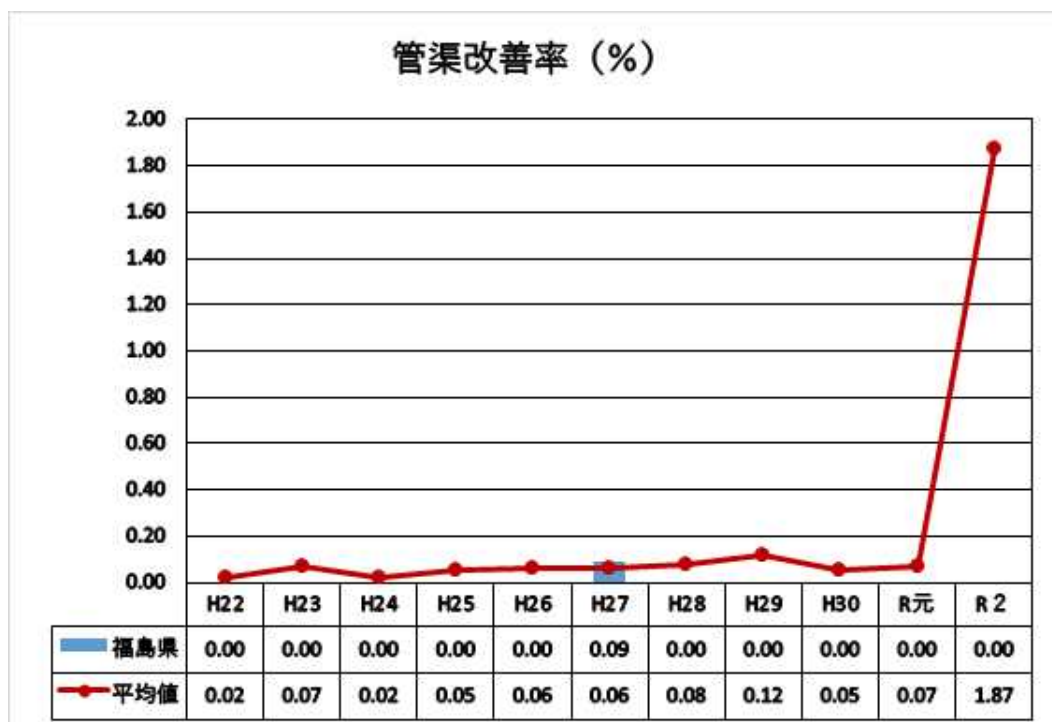
本指標についても、明確な数値基準はないとされていますが、数値が1%の場合、全ての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることを意味します。

本県の流域下水道事業は、昭和51年度より整備が進められ、現在までに、管渠約139km、処理場4箇所、ポンプ場4箇所となっています。なお、平成27年度の管渠改善率の上昇は、県北処理区右岸幹線の整備に伴うものです。

整備後の経過年数に着目すると、令和2年度現在で整備後50年以上経過した管渠はありませんが、令和24年頃にはその割合が30%を超え、令和28年頃には50%に達することが見込まれています。一方で、処理場は供用開始から30年が経過している箇所もあり、老朽化が進んでいます。

このような状況から、県では、平成28年度に「福島県流域下水道ストックマネジメント計画書」を策定(平成29年度、令和2年度改定)し、計画的な維持管理による長寿命化を図ることとしました。更に、その結果について評価、見直しを行い、施設情報を蓄積し、ストックマネジメントの精度向上を図っていくことで、実態に即した持続可能な下水道事業の運営となるよう努めているところです。

なお、令和2年度における類似団体平均値が前年度以前に比べ、急激に変化しているのは、区分される類似団体に変更されたことによるもので、当該区分においては、老朽化等に伴う管渠の改築更新が全国的に進められている影響と思われます。



#### ウ 経営分析に関する全体的な総括

東日本大震災に伴う原発事故の影響により汚水処理原価が高くなっていますが、分析可能な各指標における年度間の数値の遷移については、類似団体平均値と概ね同様の動きが見られます。

現在、発生する下水汚泥の全量を外部搬出していることから、今後、汚泥処分費の低減を図り、汚水処理原価を少しでも低くすることが課題と考えています。

また、地方公営企業法の一部適用に伴い、経営や資産等に関する分かりやすい情報を公開するとともに、施設の老朽化状況などを適正に把握し、流域関連市町村や運転管理委託事業者等と緊密な連携を図ることにより、各処理場の改築更新時期を適切に見極め、支出の平準化に努め、持続的かつ安定的なサービスの提供を行うこととしています。

### 3 将来の事業環境

#### (1) 処理区域内人口の予測

##### ア 本県人口の推移と将来推計

本県の人口は令和2年10月1日現在の推計で約183万人であり、平成10年1月（約214万人）以降減少が続いており、過去10年間の人口推移をみると毎年約1%ずつ減少しています。また、昭和35年以降の年齢構造の変化をみると、年少人口（0～14歳）は減少が続いており、平成8年には老年人口（65歳以上）が年少人口を上回る転換期を迎えました。老年人口は、今後しばらく増加しますが、令和12年をピークに減少に転じる見通しとなっています。

県人口ビジョンによる推計人口によると、何も対策を講じなかった場合、令和22年には143万人に、令和42年には100万人にまで減少すると見込まれていますが、出生率の上昇・子育て世代の増加といった自然増への対策（令和22年に希望出生率2.11の実現）と、若者の県内定着・還流の促進など社会増への対策（令和12年に社会動態±0の実現）により令和22年に人口153万人（長期的には令和42年に人口128万人）を維持することを目標として掲げております。

##### イ 処理区域内人口及び水洗化人口の推移

流域下水道に接続する流域関連市町村の人口についても県人口の推移と同様の現象がみられますが、県人口の減少率に比べると緩やかになっています。

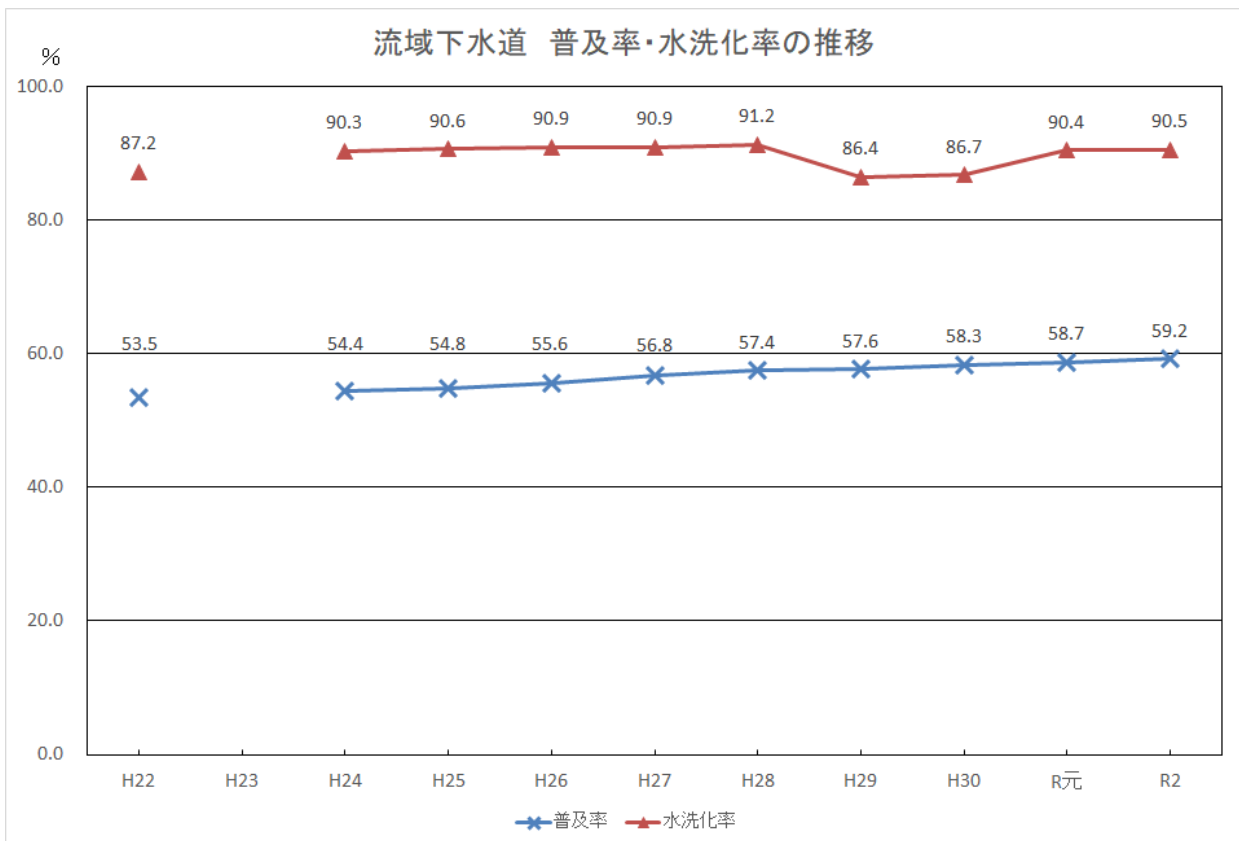
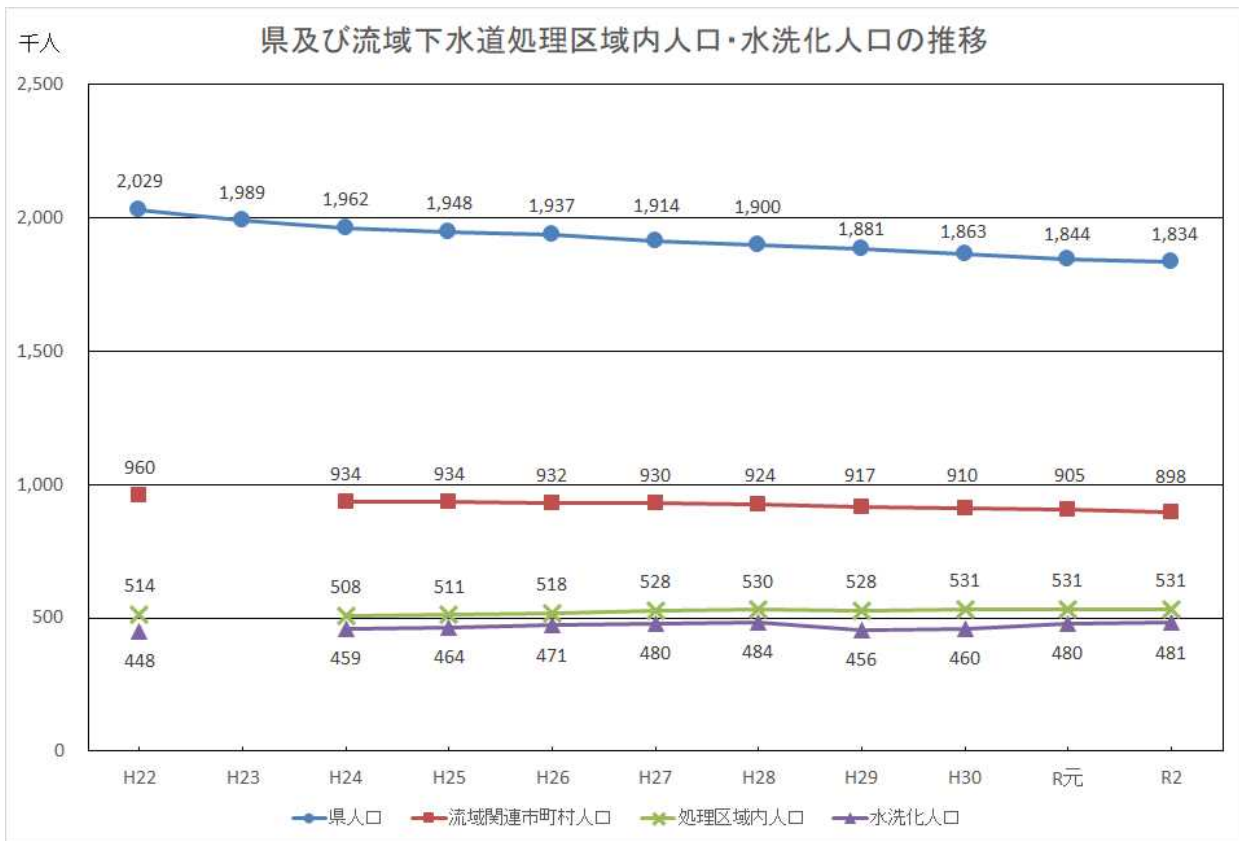
一方で処理区域内人口（下水処理が開始されている処理区域に居住する人口）で見ますと、多少の増減はありますが、ほぼ横ばいで推移しています。これは、県人口全体が減少していても周辺地域の人口が都市部に集中してくるとともに、処理区域を整備拡大しているため、結果として都市部にある下水道の処理区域内人口の減少が抑制されているものと思われます。

また、水洗化人口（処理区域内において、現に下水道を利用している人口）につきましても、微増で推移しており、今後数年は同様の傾向が見込まれます。

単位：千人

年度	福島県の人口	流域関連市町村人口	処理区域内人口	水洗化人口
H22	2,029	960	514	448
H23	1,989	—	—	—
H24	1,962	934	508	459
H25	1,948	934	511	464
H26	1,937	932	518	471
H27	1,914	930	528	480
H28	1,900	924	530	484
H29	1,881	917	528	456
H30	1,863	910	531	460
R元	1,844	905	531	480
R2	1,834	898	531	481

※ H23は東日本大震災の影響により当課においては調査を実施していません。



普及率(%) : 処理区域内人口 ÷ 流域関連市町村人口

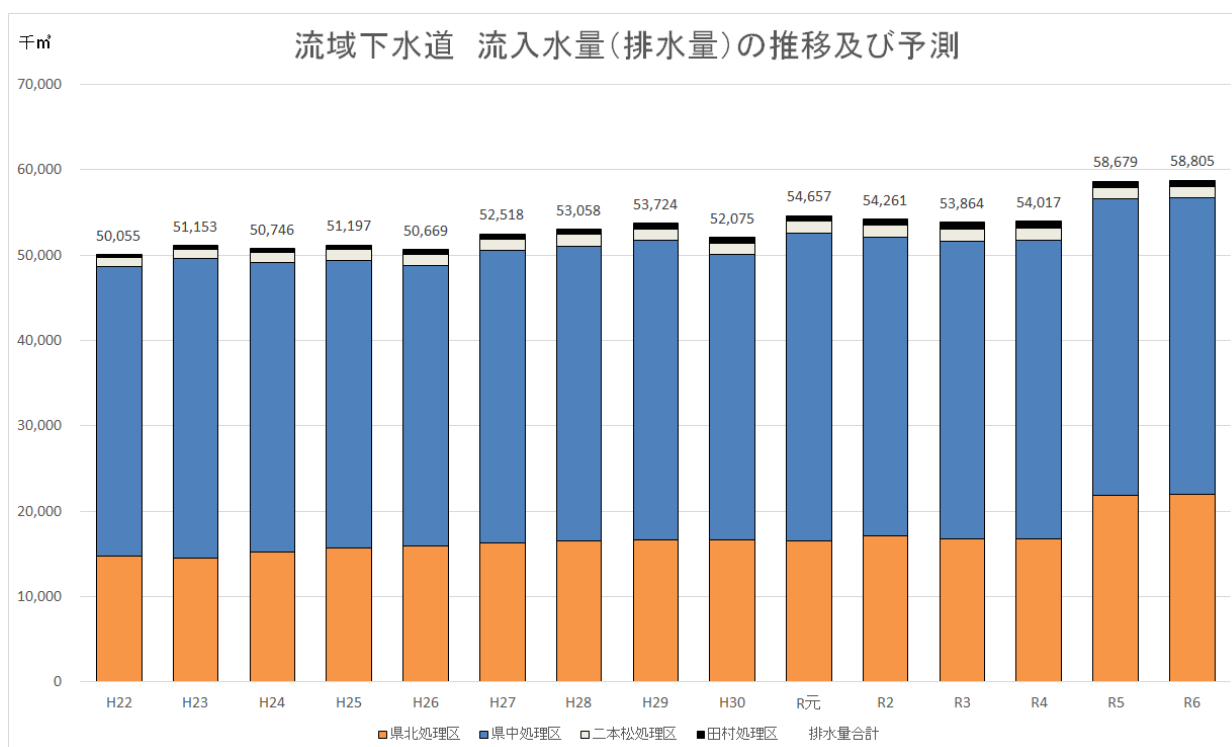
水洗化率(%) : 水洗化人口 ÷ 処理区域内人口

## (2) 流入水量(排水量)の予測

流域下水道は、関連市町村の公共下水道からの汚水を受け入れており、令和元年度までの過去10年間の実績流入水量をみると、約5,000万 $\text{m}^3$ から約5,400万 $\text{m}^3$ の間で増減しながら全体的には微増で推移していましたが、令和元年度は東日本台風の降雨による影響(一部市町村の合流式下水道の流入を受け入れているため)と思われる増加がみられました。

なお、令和5年度からは、福島市の合流改善事業により堀河処理区が流域下水道に接続されることが予定されていることから、約460万 $\text{m}^3$ の流入水量増加を見込んでいます。

降雨量の影響もあるため一定の水量幅で増減しながら、当面は全体的に微増していくものと思われませんが、県人口ビジョンによる推計人口に見られるように人口減少が見込まれ、そう遠くない将来、流入水量も減少していくものと予測されるため、より一層の経費削減に取り組む必要があります。



## 4 経営の基本方針

### (1) 基本理念

下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水被害の防止、資源の有効活用などの多種多様な役割を担っており、自然との共生を支える基盤として欠くことのできない重要な施設です。しかし、下水道事業の経営に当たっては、今後、人口減少に伴う収入の減少や施設等の老朽化に伴う改築更新費用の増大が見込まれ、その経営環境は急速に厳しさを増していくものと予想されますが、下水道が果たす役割を強く認識し、将来にわたって県民の快適で潤いのある生活環境を確保するとともに美しい水環境の更なる向上に努める必要があります。

一方で、東日本大震災の教訓を踏まえた施設の耐震化や近年増加傾向にある集中豪雨等に対応するための耐水化など、自然災害に対する取り組みを強化する必要があります。

これらを踏まえ、本県の流域下水道事業の運営における基本理念を次のとおりとし、今後10年間の経営方針を定め、事業運営を行っていくこととします。

~~~~~ 基本理念 ~~~~~  
流域下水道事業の  
「安定した経営基盤の確立」 と 「望ましい水循環・水環境の創出」

### (2) 経営方針

#### ア 経営基盤の強化

事業運営の効率化によるコスト縮減や経営状況の適切な把握により、安定的な財政運営を進めるとともに、民間活力の活用を検討するなど経営の効率化を図り、経営基盤の強化に取り組みます。

#### イ 施設の長寿命化及び強靱化

ストックマネジメント計画に基づく施設設備の更新や長寿命化によるコスト縮減を図るとともに、耐震化・耐水化による施設の強靱化により流域下水道の適切な維持管理に努めます。

#### ウ 快適な生活空間の創出と自然環境の保全

下水道施設の整備促進に取り組み、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という下水道の基本的な役割を着実に果たします。

## 5 主要な施策と主な取組

### (1) 経営基盤の強化

#### ア 安定した財政運営

流域関連公共下水道への接続人口の拡大や下水道資源の有効活用等により、収入の確保を図るとともに、費用の節減に努めることにより、適正な収支による安定的な経営を目指します。

#### (ア) 収益の確保

流域下水道の維持管理に要する費用は、流域関連市町村からの維持管理負担金により賄っており、その額は市町村からの流入汚水量に応じています。また、各市町村はその負担金に対して、主に下水道利用者から徴収している使用料を充てているため、安定した収入を確保するためには、接続率の向上が不可分となっております。

そのためには、接続率向上について市町村への支援や広報啓発活動等により、流域関連公共下水道への接続人口の拡大を図り、流入汚水量の増加による収益の確保に努めていきます。

また、処理場等における未利用地や施設の上部空間の有効活用等により、収益の確保について検討します。

#### (イ) 費用の縮減

処理場の運転管理について県中、二本松、田村の3処理区を一本化して、条件付一般競争入札により包括的民間委託をしております。発注規模を大きくすることにより諸経費が低減するとともに、指示命令系統の統一化が図られ、さらには、契約期間を5年間とすることにより、契約事務の軽減につながっております。

このほか、放流水質の適正管理や汚泥の再資源化、減容化等の適正処理を行うとともに、電力量や燃料使用量の最適化を図り、効率的な設備の運転に努めることにより、一層の費用縮減に取り組みます。

なお、令和元年東日本台風により被災した県北浄化センターについては、現在、随意契約にて運転管理を委託しておりますが、復旧完了後においては、更新した設備による運転状況等のデータを収集・蓄積し、その特性を踏まえた上で費用や事務処理の軽減、事故の未然防止等総合的に勘案した発注方法を検討します。

#### イ 経営の効率化

管理運営費用の抑制を図るため、民間の持つ技術やノウハウの活用に向けて、PPP/PFI方式等の活用を積極的に検討し、民間活用による施設の管理運営の効率化や新技術の導入、更新費用の抑制など、更なる経営の効率化に取り組みます。

#### (ア) 包括的民間委託の導入

処理場等の管理運営について、維持管理の効率化を図るため、平成20年度から段階的に包括的民間委託を導入しており、現在は3処理区の処理場及びポンプ場について一括して委託しています。引き続き、民間委託の活用等により効率的な維



持管理に取り組んでいきます。

#### (1) 公益財団法人福島県下水道公社の活用

処理場等の管理運営は民間委託により効率化を図っていますが、その業務内容については、公平性・中立性・透明性の観点から公益財団法人福島県下水道公社に履行確認を委託しており、今後とも民間事業者との役割分担を明確にした上で、同公社の活用を図っていきます。

また、同公社が提供する「下水道維持管理データシステム」を活用することによって、外部委託費を極力かけずに日々・年度毎の点検・調査のデータから健全度を予測し、改築の優先順位を施設管理者自ら判断できる仕組みを構築するなど、経営の効率化を図ります。

#### ウ 広域化・共同化

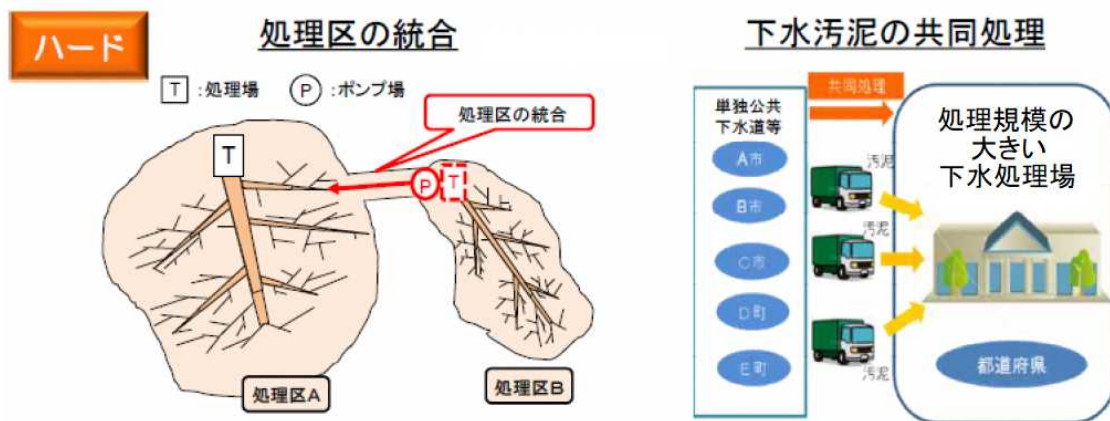
県では、下水道、農業集落排水や合併処理浄化槽などの市町村が管理する汚水処理施設の管理をより効率的に行うため、行政界や汚水処理事業の枠を超えた広域化・共同化を支援するとともに、計画策定を行っていますが、流域下水道事業においても、経営効果が見込める広域化の取組を検討・実施するなどして、更なる事業運営の効率化に取り組んでいきます。

##### 広域化・共同化計画

汚水処理の広域化・共同化は、市町村単独の公共下水道だけではなく、複数の市町村にまたがったり、流域下水道や農業集落排水などの事業の所管を超えて、汚水処理を広域的に共同・連携して行う取り組みです。平成30年度に検討体制を構築し、広域化・共同化に関するアンケート調査の実施やグループワークを通して課題を共有しました。

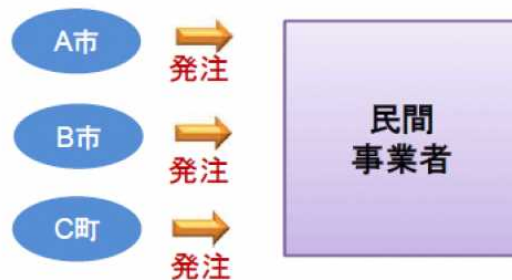
令和元年度以降は広域化・共同化に係る基礎調査の実施やメニューの提案、方部別にグループのマッチングを検討、モデル地区の選定、メニューの効果検討を行い、令和4年度には県全体の「広域化・共同化計画」を策定することとしております。

#### ◇広域化・共同化イメージ

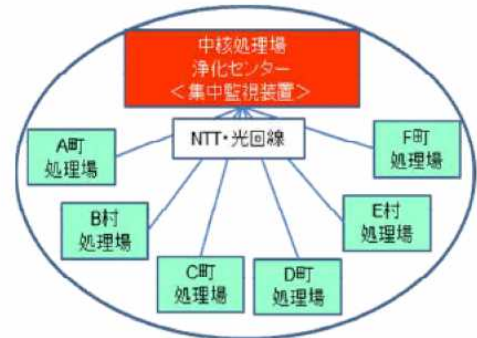


## ソフト

### 維持管理業務の共同化



### ICT活用による集中管理



## (2) 施設の長寿命化及び強靱化

### ア 施設の老朽化対策

これまでの整備によって下水道の普及は進んでいますが、一方で施設の老朽化も進行しており、突然の事故や故障等により処理場等が機能停止に陥った場合、下水道利用者の日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす恐れがあります。

将来にわたって下水道機能を確保するため、「ストックマネジメント」の考え方に基づき、下水道施設全体を一体的に捉え、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより、持続的な下水道機能の確保と費用の平準化を図るストックマネジメント計画を策定し、施設の改築更新と長寿命化対策を進めます。

#### (ア) スtockマネジメント計画の策定

本県においては、平成28年度に流域下水道の全処理区を施設全体とした「福島県流域下水道ストックマネジメント計画書」を作成したところですが、維持管理の現状を踏まえて、実際に運用していく中での改善点や状況変化に対応するため、PDC Aサイクルにより精度の向上・レベルアップを図り、平成29年度及び令和2年度に改定しております。

#### (イ) 改築実施計画の策定

ストックマネジメントの実施に当たっては、下水道施設のリスク評価を踏まえ、施設管理の目標（アウトカム、アウトプット）及び長期的な改築事業のシナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・改築計画（5年間）を策定しました。

また、これらの計画を実施し、結果を評価、見直しを行うとともに、施設情報を蓄積し、ストックマネジメントの精度向上を図っていきます。更には、限られた人員や予算の中で効果的に予防保全型の施設管理を行うため、各設備の特性から、処理機能や予算への影響を考慮し、重要度が高い設備に対し、予防保全を行っていきます。

#### (ウ) 施設の更新・長寿命化対策の推進

策定した改築実施計画に基づき、処理場、ポンプ場、管路等の各施設について、改築更新及び長寿命化対策を推進していきます。

※ストックマネジメントにおける施設の管理区分

|       |        |                                          |
|-------|--------|------------------------------------------|
| 予防保全型 | 状態監視保全 | 施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法  |
|       | 時間計画保全 | 施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法 |
| 事後保全型 | 事後保全   | 施設・設備の異常の兆候（機能の低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法     |

イ 防災減災・危機管理対策の推進

大規模な災害時においても下水道機能を維持することは、公衆衛生の観点からも極めて重要であることから、施設の強靱化を進めるとともに、下水道業務継続計画（BCP）に基づき、関係機関を含めた防災訓練等を実施し、計画の見直しや更新を図るなど、危機管理対応を継続して進めていきます。

(ア) 施設の耐震化対策

本県流域下水道施設の耐震化率は、処理場施設（揚水、消毒、沈殿の各躯体）では66.7%、重要な管路施設では90.0%となっております。

施設の耐震化については、平成19年度より県北処理区、県中処理区、二本松処理区（田村処理区については、耐震性能を満たしているため除外）の3処理区において耐震補強工事を順次行っておりますが、全て実施するには多大な費用と期間を要するため、施設の種類や重要度により優先順位を定めて段階的に実施することとしており、ストックマネジメント計画による設備の改築更新時に合わせて対象施設の耐震補強工事を実施しています。

(1) 施設の耐水化対策

浸水被災時のリスクが高い下水道施設については、令和3年度までに耐水化計画を策定することとなっており、県北浄化センター及びあだたら清流センターについて、想定される最大規模の浸水深に対し、人命を守ること、かつ、下水道機能を確保することを目的として、ハード・ソフト両面から合理的かつ適切な耐水化対策の検討を行い、令和4年1月に耐水化計画を策定したところです。

今後は、耐水化計画に基づき、設備の重要度に応じたスケジュール（5年程度又は10年程度）で耐水化を図っていきます。

なお、県中浄化センター及び大滝根水環境センターは立地場所の地盤が高く、浸水被害が想定されないことから、耐水化の予定はありません。

(ウ) 下水道業務継続計画（BCP）の策定・更新

下水道事業に係るBCPにつきましては、下水道災害等発生時の人、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、適切に業務を遂行することを目的として、平成27年に主に施設被害に対応するための地震編を策定しましたが、令和3年に施設浸水対策と停電時における電源確保対策を追加し、地震・水害編として改定したところです。

また、平成30年には主に人的被害に対応するための新型インフルエンザ編を策定しております。

非常時において利用しやすい計画とすべく、適時改訂するとともに、BCPに基づく情報伝達訓練を実施し、発災時における報告や支援要請等の連絡確認を継続して実施しております。

### (3) 快適な生活空間の創出と自然環境の保全

#### ア 接続人口の拡大

市町村が行う流域関連公共下水道の普及拡大の取組を支援するとともに、市町村と連携・協力し、情報を共有しながら接続を促進するための普及啓発活動等を実施することにより、下水道への接続人口の拡大を図ります。

##### (ア) 汚水処理人口普及率の向上

「ふくしまの美しい水環境整備構想」に基づき、計画的かつ効率的な生活排水等の処理施設整備を行い、快適で潤いのある生活環境の実現や美しい水環境の更なる向上に努めています。

特に産業が集積し、人口が集中している中通り地方の阿武隈川流域において、市町村を含む広域的かつ効率的な下水道事業として、流域下水道事業を進めています。

汚水処理人口普及率を2030年代初頭で概ね100%としている整備目標に向けて、市町村が行う流域関連公共下水道の普及拡大の取組を技術的に支援します。

##### (イ) 集合処理施設への接続率向上

集合処理施設が整備されても、各家庭が施設に接続しなければ、生活排水等の適正な処理にはつながりません。9月10日の「下水道の日」を中心とした1か月間を「福島県下水道普及促進月間」とし、下水道の重要性の啓発と普及活動を集中的に実施し、市町村及び公益財団法人福島県下水道公社と連携しながら下水道への理解と関心を深めてもらうとともに、施設への早期接続や下水道の正しい使用を促進します。

ホームページをはじめ、マスコミや県の広報媒体を活用した広報活動を行うとともに、市町村が行う本運動への助言及び支援を行います。また、下水道施設の開放や普及啓発イベント等の開催協力、下水道との身近な接点であるマンホール蓋をデザインしたマンホールカードを発行・配付する等、様々な事業に取り組んでいます。

なお、現在は新型コロナウイルス感染症対策のため、事業の規模縮小や中止、開催方法の変更等の対応を行っております。

#### イ 公共用水域の水質改善

流域下水道施設の適切な維持管理を行い、放流先である公共用水域の水質保全に取り組むほか、令和元年東日本台風に伴う豪雨により被災した県北浄化センターの水処理施設を早期に復旧し、放流水質の改善を図りました。引き続き、適正な維持管

理に取り組みます。

(ア) 適切な維持管理

放流水の水質管理のための処理場の維持管理を行うほか、関連市町村等と連携して排水設備の設置指導や事業場排水の規制指導を行います。

環境ホルモン及びダイオキシン類などに対応した維持管理の在り方の検討に取り組みます。

また、下水道利用者の負担軽減を図るため、適正な維持管理を行うとともに、維持管理費の節約に努めます。

(イ) 放流水の水質管理

終末処理場からの放流水質について、下水道法により定められている基準に適合するよう運転調整などを行い、水質の管理に努めるとともに、定期的に放流水の水質を検査・記録し、適正に生活排水等処理することによって、公共用水域の水質保全に努めます。

(ウ) 県北浄化センターの復旧

被災した県北浄化センターについては、令和3年12月に水処理施設の復旧工事を完了しており、令和4年3月までに全ての施設について復旧完了する予定としております。なお、現在の放流水質は、概ね被災前の水質を達成しております。

ウ 地球温暖化への対応

県では地球温暖化対策を推進するため「福島県地球温暖化対策推進計画」及び温室効果ガス削減のための具体的な行動計画である「ふくしまエコオフィス実践計画」を策定し、一事業者、一消費者の立場から、事務の執行等において率先して環境負荷低減の取組を推進してきました。

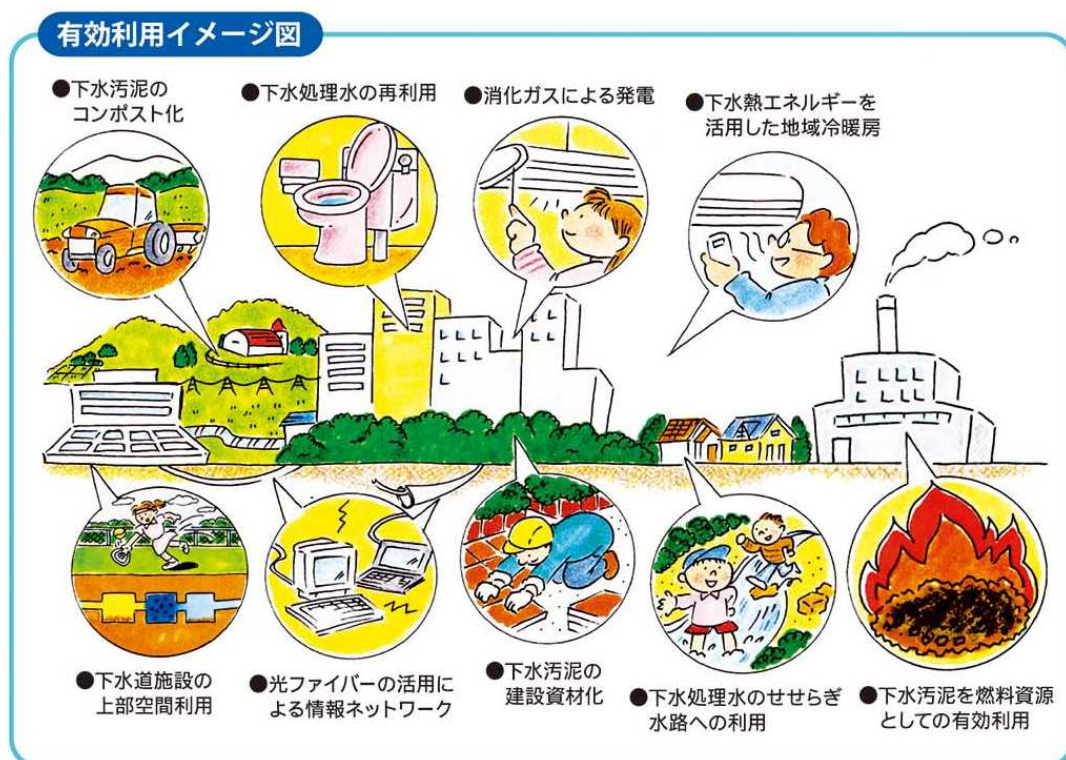
下水道は、水、汚泥、熱等の多くの利用可能な資源・エネルギーを有しており、それらを再利用することによって、省エネルギー・リサイクル社会の実現に向けて大きな役割を果たすことができます。また、県中浄化センターについては、年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl以上である第二種エネルギー管理指定工場等に指定されており、エネルギー管理統括者と連携して省エネに取り組んでいます。

(ア) 下水汚泥の利用促進

下水の処理過程において、処理水と分離される汚泥をはじめとして、スクリーンかす、土砂等が発生しますが、これらの汚泥等を適切に処理することは、放流水の水質管理と並び、下水道の維持管理の上で最も重要な課題となっております。

県内における下水汚泥の有効利用用途は、緑農地や建設資材等への利用で、全体の約7割程度となっておりますが、下水道の普及に伴い発生する汚泥量は増加しており、一方で、廃棄物最終処分場の逼迫が懸念されるため、より一層の有効利用を推進するとともに、再生可能エネルギー利用の推進と汚泥処理費用の縮減を図るため、効率的かつ効果的な汚泥の処理方法についても検討します。

下水道資源の再生可能エネルギー活用の検討に当たっては、全国の先進事例や民間等の技術開発、エネルギー関連の産業動向及び国の政策等に関する情報収集などを積極的に行います。



(1) 温室効果ガス排出削減への取組

施設の改築更新に合わせて、省エネルギー効果のある設備を導入することにより、エネルギー使用量の削減を図ります。

また、地球温暖化対策に関する国の政策に対して、本県の流域下水道事業への適応・導入について検討します。

## 6 投資・財政計画（収支計画）

### (1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

### (2) 投資・財政計画策定に当たっての説明

#### ア 投資に関する説明

##### (ア) 管渠、処理場等の建設・更新に関する考え方

令和2年度は決算額、令和3年度は最終予算額、令和4年度は当初予算額を計上しており、以降は、「福島県流域下水道ストックマネジメント計画書」の考え方にに基づき、以下のとおり計画しています。

- a 主要な電気設備は、時間計画保全であり、標準耐用年数の1.5倍程度を更新サイクルとします。
- b 主要な機械設備は状態監視保全で、健全度が3～2で修繕、健全度2以下で改築を実施することとしています。
- c 土木・建築設備は、状態監視保全ですが、健全度が3～2で修繕、健全度2以下で改築を実施することとしています。

##### (イ) 広域化・共同化・最適化に関する考え方

計画汚水量の算定に当たっては、田村処理区の「令和2年度の農集排接続」及び「令和4年度のし尿等処理場脱水分離液受け入れ」を反映するとともに、県北処理区の「福島市堀河処理区の接続」についても見据えてまいります。

##### (ウ) 投資の平準化に関する考え方

当初試算においては、平準化を考慮していませんが、引き続き、投資の優先順位づけを行うとともに、偏在によって市町村負担金への影響が大きくなる場合は平準化を検討します。

なお、平準化を実施するにあたっては、現負担金単価の考え方と同様に処理区単位として対応します。

##### (エ) 民間の活力の活用に関する考え方（PPP/PFIなど）

県中処理区における今後の汚泥処理方針が決定した時点で、本計画に反映することとします。

##### (オ) 防災・安全対策に関する考え方

管理棟等、職員が常駐するような重要な箇所については、耐震対策済みです。

耐震対策未了箇所については、施設の更新時期等に併せて、計画的に対策を行っていきます。

なお、大規模な地震や新型インフルエンザ等の発生時には、「福島県下水道業務継続計画（BCP）」（地震・水害編、新型インフルエンザ編）に基づき、優先度の高い通常業務及び優先度の高い復旧業務の遂行を確保します。

## イ 財源に関する説明

### (ア) 市町村負担金の見直しに関する考え方

現行の市町負担金は、県北処理区を除く3処理区においては、令和2年度から5年間の単価としていますが、今後の単価改定にあたっては、県として収支バランスを図り負担の適正化・平準化等に努める一方で、極力市町村の財政的・事務的な負担が及ばないように努めます。

また、県北処理区においては、更新した設備の運転状況等を踏まえた維持管理費を基に、算定期間や単価について、関係市町と協議の上、決定していくこととします。

### (イ) 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する考え方

福島県公有財産条例に基づき、適正な使用料を徴収します。

### (ウ) 企業債に関する考え方

改築更新計画等に基づき、歳出抑制のため企業債を借り入れます。

### (エ) 一般会計からの負担金、借入金、出資金に関する事項

事業実施に必要な人件費などは、一般会計からの負担金により対応しています。また、放射能濃度100 Bq/kgを超える下水汚泥の処分等に要する経費については、その他特別損失とし、現在は一般会計からの負担金により対応（賠償金は翌会計年度以降、一般会計に直接収入されます。）しておりますが、公営企業会計内で収支が完結するよう求められているため、今後その取り扱いについて、関係機関と協議、検討する必要があります。

過去の起債事業に対する元金償還金及び利息償還金は、それぞれ一般会計からの出資金及び負担金により対応します。

市町村負担金や国庫補助金等の収入受入までの間、一時的に発生する不足額についても、一般会計からの短期借入金を持って対応します。

### (オ) 資産の有効活用に関する事項

県北浄化センターにおいて、太陽光発電事業用地として敷地を占用許可しており、年間約170万円の占用料収入を見込んでいます。



## 7 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

「経営戦略」は、流域下水道事業が公営企業会計へ移行した令和2年度を計画初年度とし、10年間の計画となっています。

施設整備や改築更新については、県のストックマネジメント計画に基づき流域市町村の理解を得て実施するとともに、維持管理費算定の根拠となる流入量予測やユーティリティ需要見通しについても、流域市町村の流入量予測、公益財団法人福島県下水道公社及び維持管理受託者から意見聴取を行いながら、精度の高い計画の事後検証及び事業の評価を行います。

また、毎年度の進捗状況（モニタリング）はもとより、PDCAサイクルにより計画をローリングし、概ね5年後に総点検を行い、その結果に基づき時代に即した計画となるよう必要に応じた修正を行います。

なお、投資・財政計画において、県北処理区については、この経営戦略策定時点における推計により作成しているため、参考値とします。災害復旧後に改めて所要額とその見通しを明らかにした上で、4処理区が揃った投資・財政計画となるよう経営戦略を更新することとしています。

## 投資・財政計画(収支計画)

# 投資・財政計画(収支計画)

全処理区

(単位:千円)

| 区 分                                                |                                           | 年 度             |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|
|                                                    |                                           | 令和2年度           | 令和3年度       | 令和4年度       | 令和5年度       | 令和6年度       | 令和7年度       | 令和8年度       | 令和9年度       | 令和10年度      | 令和11年度    |           |
| 流<br>域<br>下<br>水<br>道<br>事<br>業<br>収<br>益          | 1. 営 業 収 益 (A)                            | 4,387,694       | 4,005,800   | 3,649,575   | 3,920,240   | 3,946,755   | 3,850,579   | 3,923,678   | 3,923,384   | 3,891,633   | 3,898,564 |           |
|                                                    | (1) 市 町 村 負 担 金                           | 4,387,694       | 4,005,800   | 3,649,575   | 3,920,240   | 3,946,755   | 3,850,579   | 3,923,678   | 3,923,384   | 3,891,633   | 3,898,564 |           |
|                                                    | (2) そ の 他                                 |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | 2. 営 業 外 収 益 (B)                          | 4,036,043       | 4,106,133   | 4,129,182   | 4,222,060   | 4,069,293   | 3,959,194   | 3,844,910   | 3,773,005   | 3,615,976   | 3,441,222 |           |
|                                                    | (1) 国 庫 補 助 金                             | 81,659          | 58,617      | 35,000      | 16,000      | 18,500      | 29,200      | 26,500      | 36,000      | 23,000      | 10,500    |           |
|                                                    | (2) 一 般 会 計 負 担 金                         | 376,104         | 359,995     | 361,201     | 363,760     | 359,736     | 357,195     | 354,087     | 353,041     | 348,202     | 346,405   |           |
|                                                    | (3) 消費税及び地方消費税還付金                         |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | (4) 長 期 前 受 金 戻 入                         | 3,388,403       | 3,685,480   | 3,730,977   | 3,840,296   | 3,689,053   | 3,570,795   | 3,462,319   | 3,381,960   | 3,242,770   | 3,082,313 |           |
|                                                    | (5) 雑 収 益                                 | 189,877         | 2,041       | 2,004       | 2,004       | 2,004       | 2,004       | 2,004       | 2,004       | 2,004       | 2,004     |           |
|                                                    | 3. 特 別 利 益 (C)                            | 0               | 1,246,320   | 315,479     | 315,479     | 315,479     | 315,479     | 315,479     | 315,479     | 315,479     | 315,479   |           |
|                                                    | 収 入 計 (D)                                 | 8,423,737       | 9,358,253   | 8,094,236   | 8,457,779   | 8,331,527   | 8,125,252   | 8,084,067   | 8,011,868   | 7,823,088   | 7,655,265 |           |
|                                                    | 流<br>域<br>下<br>水<br>道<br>事<br>業<br>支<br>費 | 1. 営 業 費 用 (E)  | 7,541,966   | 7,589,226   | 7,585,814   | 7,497,803   | 7,494,412   | 7,428,820   | 7,374,232   | 7,349,015   | 7,266,252 | 7,163,545 |
|                                                    |                                           | (1) 管 渠 費       | 191,662     | 87,068      | 84,788      | 121,171     | 97,673      | 98,855      | 100,062     | 101,294     | 102,551   | 103,835   |
|                                                    |                                           | (2) ポ ン プ 場 費   | 33,538      | 21,772      | 26,227      | 27,179      | 25,059      | 25,258      | 25,460      | 25,665      | 25,872    | 26,082    |
|                                                    |                                           | (3) 下 水 処 理 場 費 | 2,686,831   | 3,453,265   | 3,424,691   | 3,188,261   | 3,355,405   | 3,401,661   | 3,448,989   | 3,497,419   | 3,546,980 | 3,597,703 |
| (4) 総 係 費                                          |                                           | 301,916         | 341,640     | 319,130     | 320,895     | 327,220     | 332,250     | 337,401     | 342,676     | 348,078     | 353,611   |           |
| (5) 減 価 償 却 費                                      |                                           | 4,255,083       | 3,685,480   | 3,730,977   | 3,840,296   | 3,689,054   | 3,570,795   | 3,462,319   | 3,381,960   | 3,242,770   | 3,082,313 |           |
| (6) 資 産 減 耗 費                                      |                                           | 72,936          | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
| 2. 営 業 外 費 用 (F)                                   |                                           | 365,462         | 188,087     | 191,742     | 191,322     | 184,245     | 178,574     | 172,258     | 167,923     | 159,713     | 154,460   |           |
| (1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費                      |                                           | 206,968         | 188,086     | 185,070     | 184,650     | 177,573     | 171,902     | 165,586     | 161,251     | 153,041     | 147,788   |           |
| (2) 消費税及び地方消費税                                     |                                           |                 |             | 6,671       | 6,671       | 6,671       | 6,671       | 6,671       | 6,671       | 6,671       | 6,671     |           |
| (3) 雑 支 出                                          |                                           | 158,494         | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
| 支 出 計 (D)                                          |                                           | 7,907,428       | 7,777,313   | 7,777,556   | 7,689,125   | 7,678,657   | 7,607,394   | 7,546,490   | 7,516,938   | 7,425,965   | 7,318,005 |           |
| 3. 特 別 損 失 (G)                                     |                                           | 415,488         | 1,080,443   | 315,481     | 315,481     | 315,481     | 315,481     | 315,481     | 315,481     | 315,481     | 315,481   |           |
| (1) 固 定 資 産 売 却 損                                  |                                           |                 | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
| (2) 過 年 度 損 益 修 正 損                                |                                           |                 | 452,826     | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
| (3) そ の 他 特 別 損 失                                  | 415,488                                   | 627,616         | 315,479     | 315,479     | 315,479     | 315,479     | 315,479     | 315,479     | 315,479     | 315,479     |           |           |
| 支 出 計 (H)                                          | 8,322,916                                 | 8,857,756       | 8,093,037   | 8,004,606   | 7,994,138   | 7,922,875   | 7,861,971   | 7,832,419   | 7,741,446   | 7,633,486   |           |           |
| 営 業 利 益 <sup>(I)</sup><br>=(A)-(E)                 | △ 3,154,272                               | △ 3,583,426     | △ 3,936,239 | △ 3,577,563 | △ 3,547,657 | △ 3,578,241 | △ 3,450,554 | △ 3,425,631 | △ 3,374,619 | △ 3,264,981 |           |           |
| 経 常 利 益 <sup>(J)</sup><br>=(I)+(B)-(F)             | 516,309                                   | 334,620         | 1,201       | 453,175     | 337,391     | 202,379     | 222,098     | 179,451     | 81,644      | 21,781      |           |           |
| 当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) <sup>(K)</sup><br>=(J)-(H) | 100,821                                   | 500,497         | 1,199       | 453,173     | 337,389     | 202,377     | 222,096     | 179,449     | 81,642      | 21,779      |           |           |
| 資<br>本<br>的<br>収<br>入                              | 1. 企 業 債                                  | 1,467,900       | 285,900     | 465,800     | 326,600     | 351,000     | 257,000     | 331,900     | 195,400     | 258,400     | 298,600   |           |
|                                                    | 2. 国 庫 補 助 金                              | 4,631,511       | 763,500     | 1,162,500   | 1,016,366   | 965,666     | 705,032     | 848,666     | 565,000     | 840,566     | 817,866   |           |
|                                                    | 3. 一 般 会 計 出 資 金                          | 672,747         | 784,879     | 802,150     | 974,616     | 996,870     | 945,793     | 948,506     | 1,331,562   | 1,190,726   | 1,213,922 |           |
|                                                    | 4. 市 町 村 負 担 金                            | 1,831,502       | 244,713     | 684,937     | 674,351     | 686,893     | 576,163     | 656,806     | 519,548     | 581,172     | 622,920   |           |
|                                                    | 5. 雑 収 入                                  |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | 計 (A)                                     | 8,603,660       | 2,078,992   | 3,115,387   | 2,991,933   | 3,000,429   | 2,483,988   | 2,785,878   | 2,611,510   | 2,870,864   | 2,953,308 |           |
|                                                    | (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源<br>充当額 (B)          |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
| 純 計 (A)-(B) (C)                                    | 8,603,660                                 | 2,078,992       | 3,115,387   | 2,991,933   | 3,000,429   | 2,483,988   | 2,785,878   | 2,611,510   | 2,870,864   | 2,953,308   |           |           |
| 資<br>本<br>的<br>支<br>出                              | 1. 建 設 改 良 費                              | 7,723,426       | 1,266,382   | 2,018,000   | 1,669,700   | 1,668,000   | 1,219,400   | 1,512,500   | 956,000     | 1,357,600   | 1,415,300 |           |
|                                                    | 2. 固 定 資 産 購 入 費                          | 203             | 32,384      | 3,268       |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | 3. 企 業 債 償 還 金                            | 1,210,207       | 1,114,846   | 1,095,321   | 1,322,233   | 1,332,429   | 1,264,588   | 1,273,378   | 1,655,510   | 1,513,264   | 1,538,008 |           |
|                                                    | 4. 国 庫 補 助 金 返 還 金                        | 5               | 17,415      | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
|                                                    | 5. そ の 他                                  |                 |             | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
| 計 (D)                                              | 8,933,841                                 | 2,431,027       | 3,116,591   | 2,991,935   | 3,000,431   | 2,483,990   | 2,785,880   | 2,611,512   | 2,870,866   | 2,953,310   |           |           |
| 資本的収入額が資本的支出額に不足する額<br>(D)-(C) (E)                 | 330,181                                   | 352,035         | 1,204       | 2           | 2           | 2           | 2           | 2           | 2           | 2           |           |           |
| 補<br>填<br>財<br>源                                   | 1. 損 益 勘 定 留 保 資 金                        | 345,880         | 352,035     | 1,202       | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
|                                                    | 2. 利 益 剰 余 金 処 分 額                        |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | 3. そ の 他                                  | 1               |             | 2           | 2           | 2           | 2           | 2           | 2           | 2           | 2         |           |
| 計 (F)                                              | 345,881                                   | 352,035         | 1,204       | 3           | 3           | 3           | 3           | 3           | 3           | 3           |           |           |
| 補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)                              | △ 15,700                                  | 0               | 0           | △ 1         | △ 1         | △ 1         | △ 1         | △ 1         | △ 1         | △ 1         |           |           |
| 企 業 債 残 高 (G)                                      | 14,390,360                                | 15,622,580      | 14,948,939  | 13,994,770  | 13,056,677  | 12,097,966  | 11,204,475  | 9,797,455   | 8,588,305   | 7,384,770   |           |           |

# 投資・財政計画(収支計画)

県北処理区

(単位:千円)

| 区 分                                                |                                  | 年 度             |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|----------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|
|                                                    |                                  | 令和2年度           | 令和3年度       | 令和4年度       | 令和5年度       | 令和6年度       | 令和7年度       | 令和8年度       | 令和9年度       | 令和10年度      | 令和11年度    |           |
| 収 入                                                | 1. 営 業 収 益 (A)                   | 1,232,741       | 1,538,658   | 1,343,058   | 1,612,060   | 1,623,206   | 1,503,677   | 1,583,534   | 1,579,619   | 1,545,943   | 1,562,045 |           |
|                                                    | (1) 市 町 村 負 担 金                  | 1,232,741       | 1,538,658   | 1,343,058   | 1,612,060   | 1,623,206   | 1,503,677   | 1,583,534   | 1,579,619   | 1,545,943   | 1,562,045 |           |
|                                                    | (2) そ の 他                        |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | 2. 営 業 外 収 益 (B)                 | 1,602,793       | 2,178,188   | 1,880,452   | 1,915,569   | 1,888,230   | 1,881,085   | 1,857,811   | 1,840,988   | 1,778,861   | 1,734,939 |           |
|                                                    | (1) 国 庫 補 助 金                    | 23,579          | 37,850      | 25,000      |             | 4,000       | 15,000      | 10,000      | 19,000      | 5,000       |           |           |
|                                                    | (2) 一 般 会 計 負 担 金                | 108,600         | 194,921     | 194,133     | 198,022     | 196,867     | 195,944     | 194,675     | 194,328     | 190,936     | 188,493   |           |
|                                                    | (3) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 還 付 金    |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | (4) 長 期 前 受 金 戻 入                | 1,423,396       | 1,943,665   | 1,659,567   | 1,715,795   | 1,685,611   | 1,668,389   | 1,651,384   | 1,625,908   | 1,581,173   | 1,544,694 |           |
|                                                    | (5) 雑 収 益                        | 47,218          | 1,752       | 1,752       | 1,752       | 1,752       | 1,752       | 1,752       | 1,752       | 1,752       | 1,752     |           |
|                                                    | 3. 特 別 利 益 (C)                   | 0               | 604,046     | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116     |           |
|                                                    | 収 入 計 (D)                        | 2,835,534       | 4,320,892   | 3,225,626   | 3,529,745   | 3,513,552   | 3,386,878   | 3,443,461   | 3,422,723   | 3,326,920   | 3,299,100 |           |
|                                                    | 支 出                              | 1. 営 業 費 用 (E)  | 2,825,340   | 3,509,469   | 3,117,433   | 3,058,122   | 3,140,943   | 3,164,558   | 3,189,536   | 3,207,221   | 3,206,858 | 3,215,997 |
|                                                    |                                  | (1) 管 渠 費       | 94,165      | 31,036      | 7,527       | 44,242      | 27,601      | 28,375      | 29,171      | 29,989      | 30,830    | 31,695    |
|                                                    |                                  | (2) ポ ン プ 場 費   | 10,181      | 1,427       | 1,631       | 4,413       | 2,490       | 2,559       | 2,630       | 2,703       | 2,778     | 2,855     |
|                                                    |                                  | (3) 下 水 処 理 場 費 | 777,351     | 1,375,613   | 1,307,919   | 1,153,627   | 1,279,053   | 1,314,945   | 1,351,844   | 1,389,779   | 1,428,778 | 1,468,872 |
| (4) 総 係 費                                          |                                  | 121,615         | 157,728     | 140,792     | 140,045     | 146,188     | 150,290     | 154,507     | 158,842     | 163,299     | 167,881   |           |
| (5) 減 価 償 却 費                                      |                                  | 1,749,473       | 1,943,665   | 1,659,564   | 1,715,795   | 1,685,611   | 1,668,389   | 1,651,384   | 1,625,908   | 1,581,173   | 1,544,694 |           |
| (6) 資 産 減 耗 費                                      |                                  | 72,555          |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
| 2. 営 業 外 費 用 (F)                                   |                                  | 131,238         | 105,042     | 105,173     | 106,517     | 102,746     | 99,133      | 95,099      | 91,909      | 85,594      | 80,146    |           |
| (1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費                      |                                  | 59,762          | 105,042     | 102,705     | 104,049     | 100,278     | 96,665      | 92,631      | 89,441      | 83,126      | 77,678    |           |
| (2) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税                            |                                  |                 |             | 2,468       | 2,468       | 2,468       | 2,468       | 2,468       | 2,468       | 2,468       | 2,468     |           |
| (3) 雑 支 出                                          |                                  | 71,476          |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
| 支 出 計 (D)                                          |                                  | 2,956,578       | 3,614,511   | 3,222,606   | 3,164,639   | 3,243,689   | 3,263,691   | 3,284,635   | 3,299,130   | 3,292,452   | 3,296,143 |           |
| 3. 特 別 損 失 (G)                                     |                                  | 102,125         | 498,561     | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116     |           |
| (1) 固 定 資 産 売 却 損                                  |                                  |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
| (2) 過 年 度 損 益 修 正 損                                |                                  |                 | 195,150     |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
| (3) そ の 他 特 別 損 失                                  | 102,125                          | 303,411         | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116       | 2,116       |           |           |
| 支 出 計 (H)                                          | 3,058,703                        | 4,113,072       | 3,224,722   | 3,166,755   | 3,245,805   | 3,265,807   | 3,286,751   | 3,301,246   | 3,294,568   | 3,298,259   |           |           |
| 営 業 利 益 <sup>(I)</sup><br>=(A)-(E)                 | △ 1,592,599                      | △ 1,970,811     | △ 1,774,375 | △ 1,446,062 | △ 1,517,737 | △ 1,660,881 | △ 1,606,002 | △ 1,627,602 | △ 1,660,915 | △ 1,653,952 |           |           |
| 経 常 利 益 <sup>(J)</sup><br>=(D)+(B)-(F)             | △ 121,044                        | 102,335         | 904         | 362,990     | 267,747     | 121,071     | 156,710     | 121,477     | 32,352      | 841         |           |           |
| 当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) <sup>(K)</sup><br>=(D)-(H) | △ 223,169                        | 207,820         | 904         | 362,990     | 267,747     | 121,071     | 156,710     | 121,477     | 32,352      | 841         |           |           |
| 資 本 的 収 入                                          | 1. 企 業 債                         | 1,211,850       | 165,451     | 304,100     | 161,600     | 155,600     | 101,700     | 136,400     | 32,000      | 39,200      | 119,900   |           |
|                                                    | 2. 国 庫 補 助 金                     | 4,267,320       | 481,860     | 704,500     | 504,366     | 461,666     | 238,866     | 307,666     | 64,000      | 97,066      | 260,366   |           |
|                                                    | 3. 一 般 会 計 出 資 金                 | 194,256         | 409,010     | 428,941     | 646,725     | 652,990     | 626,030     | 625,576     | 871,561     | 814,936     | 714,529   |           |
|                                                    | 4. 市 町 村 負 担 金                   | 1,679,052       | 145,773     | 365,544     | 293,406     | 288,228     | 223,209     | 264,728     | 159,241     | 164,971     | 247,391   |           |
|                                                    | 5. 雑 収 入                         |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | 計 (A)                            | 7,352,478       | 1,202,094   | 1,803,085   | 1,606,097   | 1,558,484   | 1,189,805   | 1,334,370   | 1,126,802   | 1,116,173   | 1,342,186 |           |
|                                                    | (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源<br>充当額 (B) |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
| 純 計 (A)-(B) (C)                                    | 7,352,478                        | 1,202,094       | 1,803,085   | 1,606,097   | 1,558,484   | 1,189,805   | 1,334,370   | 1,126,802   | 1,116,173   | 1,342,186   |           |           |
| 資 本 的 支 出                                          | 1. 建 設 改 良 費                     | 7,085,011       | 771,970     | 1,273,000   | 827,700     | 773,000     | 442,400     | 580,500     | 128,000     | 175,600     | 500,300   |           |
|                                                    | 2. 固 定 資 産 購 入 費                 | 203             | 2,856       |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | 3. 企 業 債 償 還 金                   | 349,447         | 541,715     | 530,987     | 778,397     | 785,484     | 747,405     | 753,870     | 998,802     | 940,573     | 841,886   |           |
|                                                    | 4. 国 庫 補 助 金 返 還 金               | 2               | 17,415      |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | 5. そ の 他                         |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
| 計 (D)                                              | 7,434,663                        | 1,333,956       | 1,803,987   | 1,606,097   | 1,558,484   | 1,189,805   | 1,334,370   | 1,126,802   | 1,116,173   | 1,342,186   |           |           |
| 資本的収入額が資本的支出額に不足する額<br>(D)-(C) (E)                 | 82,185                           | 131,862         | 902         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |           |           |
| 補 填 財 源                                            | 1. 損 益 勘 定 留 保 資 金               | 82,185          | 131,862     | 901         |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | 2. 利 益 剰 余 金 処 分 額               |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | 3. そ の 他                         |                 |             | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
| 計 (F)                                              | 82,185                           | 131,862         | 902         | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           |           |           |
| 補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)                              | 0                                | 0               | 0           | △ 1         | △ 1         | △ 1         | △ 1         | △ 1         | △ 1         | △ 1         |           |           |
| 企 業 債 残 高 (G)                                      | 7,768,045                        | 9,469,396       | 9,182,084   | 8,565,287   | 7,937,403   | 7,299,090   | 6,686,515   | 5,729,104   | 4,830,049   | 4,107,601   |           |           |

# 投資・財政計画(収支計画)

県中処理区

(単位:千円)

| 区 分                                                |                                                | 年 度             |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|
|                                                    |                                                | 令和2年度           | 令和3年度       | 令和4年度       | 令和5年度       | 令和6年度       | 令和7年度       | 令和8年度       | 令和9年度       | 令和10年度      | 令和11年度    |           |
| 流<br>域<br>下<br>水<br>道<br>事<br>業<br>収<br>益          | 1. 営 業 収 益 (A)                                 | 2,687,651       | 2,063,899   | 1,943,015   | 1,930,690   | 1,953,921   | 1,964,340   | 1,958,847   | 1,959,844   | 1,959,830   | 1,956,660 |           |
|                                                    | (1) 市 町 村 負 担 金                                | 2,687,651       | 2,063,899   | 1,943,015   | 1,930,690   | 1,953,921   | 1,964,340   | 1,958,847   | 1,959,844   | 1,959,830   | 1,956,660 |           |
|                                                    | (2) そ の 他                                      |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | 2. 営 業 外 収 益 (B)                               | 1,924,551       | 1,445,325   | 1,662,580   | 1,705,749   | 1,643,879   | 1,563,734   | 1,481,282   | 1,444,523   | 1,365,115   | 1,250,326 |           |
|                                                    | (1) 国 庫 補 助 金                                  | 51,061          | 14,511      | 5,000       | 5,500       | 6,000       | 11,000      | 9,000       | 9,000       | 8,500       | 6,000     |           |
|                                                    | (2) 一 般 会 計 負 担 金                              | 235,178         | 127,523     | 132,196     | 130,633     | 128,918     | 128,882     | 128,284     | 128,650     | 128,305     | 129,819   |           |
|                                                    | (3) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 還 付 金                  |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | (4) 長 期 前 受 金 戻 入                              | 1,509,367       | 1,303,006   | 1,525,136   | 1,569,368   | 1,508,713   | 1,423,604   | 1,343,750   | 1,306,625   | 1,228,062   | 1,114,259 |           |
|                                                    | (5) 雑 収 益                                      | 128,945         | 285         | 248         | 248         | 248         | 248         | 248         | 248         | 248         | 248       |           |
|                                                    | 3. 特 別 利 益 (C)                                 | 0               | 520,844     | 313,001     | 313,001     | 313,001     | 313,001     | 313,001     | 313,001     | 313,001     | 313,001   |           |
|                                                    | 収 入 計 (D)                                      | 4,612,202       | 4,030,068   | 3,918,596   | 3,949,440   | 3,910,801   | 3,841,075   | 3,753,130   | 3,717,368   | 3,637,946   | 3,519,987 |           |
|                                                    | 流<br>域<br>下<br>水<br>道<br>事<br>業<br>支<br>費<br>用 | 1. 営 業 費 用 (E)  | 3,748,246   | 3,278,599   | 3,548,684   | 3,518,150   | 3,491,351   | 3,417,719   | 3,349,411   | 3,323,899   | 3,257,015 | 3,154,960 |
|                                                    |                                                | (1) 管 渠 費       | 79,879      | 31,463      | 51,909      | 54,417      | 45,929      | 46,194      | 46,461      | 46,730      | 47,000    | 47,272    |
|                                                    |                                                | (2) ポ ン プ 場 費   | 23,357      | 20,345      | 24,596      | 22,766      | 22,569      | 22,699      | 22,830      | 22,962      | 23,094    | 23,227    |
|                                                    |                                                | (3) 下 水 処 理 場 費 | 1,606,477   | 1,760,154   | 1,789,974   | 1,718,868   | 1,756,332   | 1,766,502   | 1,776,731   | 1,787,019   | 1,797,367 | 1,807,775 |
| (4) 総 係 費                                          |                                                | 137,501         | 163,630     | 157,059     | 152,730     | 157,806     | 158,719     | 159,638     | 160,562     | 161,491     | 162,426   |           |
| (5) 減 価 償 却 費                                      |                                                | 1,900,651       | 1,303,006   | 1,525,145   | 1,569,368   | 1,508,714   | 1,423,604   | 1,343,750   | 1,306,625   | 1,228,062   | 1,114,259 |           |
| (6) 資 産 減 耗 費                                      |                                                | 381             | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
| 2. 営 業 外 費 用 (F)                                   |                                                | 202,133         | 50,717      | 56,820      | 54,820      | 52,665      | 52,186      | 51,143      | 51,061      | 50,266      | 51,327    |           |
| (1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費                      |                                                | 129,417         | 50,716      | 52,883      | 50,883      | 48,728      | 48,249      | 47,206      | 47,124      | 46,329      | 47,390    |           |
| (2) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税                            |                                                |                 |             | 3,936       | 3,936       | 3,936       | 3,936       | 3,936       | 3,936       | 3,936       | 3,936     |           |
| (3) 雑 支 出                                          |                                                | 72,716          | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
| 支 出 計 (D)                                          |                                                | 3,950,379       | 3,329,316   | 3,605,504   | 3,572,970   | 3,544,016   | 3,469,905   | 3,400,554   | 3,374,960   | 3,307,281   | 3,206,287 |           |
| 3. 特 別 損 失 (G)                                     |                                                | 313,001         | 499,796     | 313,003     | 313,003     | 313,003     | 313,003     | 313,003     | 313,003     | 313,003     | 313,003   |           |
| (1) 固 定 資 産 売 却 損                                  |                                                |                 | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
| (2) 過 年 度 損 益 修 正 損                                |                                                |                 | 176,407     | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
| (3) そ の 他 特 別 損 失                                  | 313,001                                        | 323,388         | 313,001     | 313,001     | 313,001     | 313,001     | 313,001     | 313,001     | 313,001     | 313,001     |           |           |
| 支 出 計 (H)                                          | 4,263,380                                      | 3,829,112       | 3,918,507   | 3,885,973   | 3,857,019   | 3,782,908   | 3,713,557   | 3,687,963   | 3,620,284   | 3,519,290   |           |           |
| 営 業 利 益 <sup>(I)</sup><br>=(A)-(E)                 | △ 1,060,595                                    | △ 1,214,700     | △ 1,605,669 | △ 1,587,460 | △ 1,537,430 | △ 1,453,379 | △ 1,390,564 | △ 1,364,055 | △ 1,297,185 | △ 1,198,300 |           |           |
| 経 常 利 益 <sup>(J)</sup><br>=(D)+(B)-(F)             | 661,823                                        | 179,908         | 91          | 63,469      | 53,784      | 58,169      | 39,575      | 29,407      | 17,664      | 699         |           |           |
| 当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) <sup>(K)</sup><br>=(D)-(H) | 348,822                                        | 200,956         | 89          | 63,467      | 53,782      | 58,167      | 39,573      | 29,405      | 17,662      | 697         |           |           |
| 資<br>本<br>的<br>収<br>入                              | 1. 企 業 債                                       | 225,108         | 80,557      | 92,400      | 105,500     | 152,200     | 103,700     | 138,000     | 111,000     | 166,000     | 98,700    |           |
|                                                    | 2. 国 庫 補 助 金                                   | 266,900         | 193,348     | 286,000     | 314,000     | 358,500     | 269,500     | 316,000     | 317,000     | 554,000     | 297,500   |           |
|                                                    | 3. 一 般 会 計 出 資 金                               | 420,669         | 206,986     | 197,302     | 144,987     | 164,951     | 144,523     | 147,091     | 231,095     | 189,364     | 289,484   |           |
|                                                    | 4. 市 町 村 負 担 金                                 | 71,450          | 67,264      | 215,787     | 275,704     | 305,277     | 250,204     | 284,122     | 257,187     | 312,237     | 244,982   |           |
|                                                    | 5. 雑 収 入                                       |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | 計 (A)                                          | 984,127         | 548,155     | 791,489     | 840,191     | 980,928     | 767,927     | 885,213     | 916,282     | 1,221,601   | 930,666   |           |
|                                                    | (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源<br>充当額 (B)               |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
| 純 計 (A)-(B) (C)                                    | 984,127                                        | 548,155         | 791,489     | 840,191     | 980,928     | 767,927     | 885,213     | 916,282     | 1,221,601   | 930,666     |           |           |
| 資<br>本<br>的<br>支<br>出                              | 1. 建 設 改 良 費                                   | 471,169         | 335,999     | 450,000     | 525,000     | 663,000     | 477,000     | 592,000     | 539,000     | 886,000     | 495,000   |           |
|                                                    | 2. 固 定 資 産 購 入 費                               |                 | 29,528      | 1,528       |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | 3. 企 業 債 償 還 金                                 | 756,742         | 355,798     | 340,061     | 315,191     | 317,928     | 290,927     | 293,213     | 377,282     | 335,601     | 435,666   |           |
|                                                    | 4. 国 庫 補 助 金 返 還 金                             | 3               |             | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
|                                                    | 5. そ の 他                                       |                 |             | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
| 計 (D)                                              | 1,227,914                                      | 721,325         | 791,591     | 840,193     | 980,930     | 767,929     | 885,215     | 916,284     | 1,221,603   | 930,668     |           |           |
| 資本的収入額が資本的支出額に不足する額<br>(D)-(C) (E)                 | 243,787                                        | 173,170         | 102         | 2           | 2           | 2           | 2           | 2           | 2           | 2           |           |           |
| 補<br>填<br>財<br>源                                   | 1. 損 益 勘 定 留 保 資 金                             | 243,786         | 173,170     | 101         | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
|                                                    | 2. 利 益 剰 余 金 処 分 額                             |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |           |           |
|                                                    | 3. そ の 他                                       | 1               |             | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1         |           |
|                                                    | 計 (F)                                          | 243,787         | 173,170     | 102         | 2           | 2           | 2           | 2           | 2           | 2           | 2         |           |
| 補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)                              | 0                                              | 0               | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |           |           |
| 企 業 債 残 高 (G)                                      | 3,816,760                                      | 3,525,758       | 3,307,702   | 3,134,276   | 3,005,684   | 2,858,534   | 2,742,898   | 2,516,692   | 2,386,220   | 2,083,979   |           |           |

# 投資・財政計画(収支計画)

二本松処理区

(単位:千円)

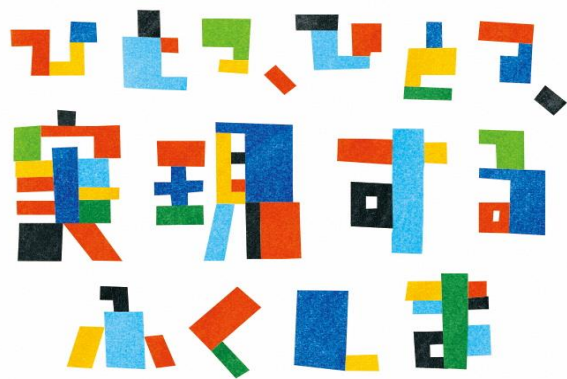
| 区 分                                                |                                  | 年 度             |           |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
|----------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
|                                                    |                                  | 令和2年度           | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和6年度     | 令和7年度     | 令和8年度     | 令和9年度     | 令和10年度    | 令和11年度  |         |
| 収 入                                                | 1. 営 業 収 益 (A)                   | 297,707         | 249,649   | 232,614   | 244,008   | 236,945   | 243,704   | 239,145   | 238,698   | 242,949   | 238,930 |         |
|                                                    | (1) 市 町 村 負 担 金                  | 297,707         | 249,649   | 232,614   | 244,008   | 236,945   | 243,704   | 239,145   | 238,698   | 242,949   | 238,930 |         |
|                                                    | (2) そ の 他                        |                 |           |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
|                                                    | 2. 営 業 外 収 益 (B)                 | 212,605         | 193,074   | 225,477   | 216,223   | 199,818   | 195,038   | 186,808   | 180,953   | 184,026   | 177,416 |         |
|                                                    | (1) 国 庫 補 助 金                    | 4,688           | 4,024     |           | 3,000     | 2,000     | 700       | 1,000     |           | 3,000     |         |         |
|                                                    | (2) 一 般 会 計 負 担 金                | 21,592          | 17,110    | 15,880    | 16,064    | 15,291    | 14,663    | 14,285    | 14,019    | 14,135    | 14,341  |         |
|                                                    | (3) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 還 付 金    |                 |           |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
|                                                    | (4) 長 期 前 受 金 戻 入                | 177,180         | 171,939   | 209,596   | 197,158   | 182,526   | 179,674   | 171,522   | 166,933   | 166,890   | 163,074 |         |
|                                                    | (5) 雑 収 益                        | 9,145           | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         | 1       |         |
|                                                    | 3. 特 別 利 益 (C)                   | 0               | 41,934    | 197       | 197       | 197       | 197       | 197       | 197       | 197       | 197     |         |
|                                                    | 収 入 計 (D)                        | 510,312         | 484,657   | 458,288   | 460,428   | 436,960   | 438,939   | 426,150   | 419,848   | 427,172   | 416,543 |         |
|                                                    | 支 出                              | 1. 営 業 費 用 (E)  | 466,092   | 389,239   | 445,954   | 426,758   | 410,277   | 406,812   | 398,048   | 392,849   | 392,197 | 387,774 |
|                                                    |                                  | (1) 管 渠 費       | 5,910     | 1,457     | 2,364     | 3,243     | 2,354     | 2,347     | 2,340     | 2,333     | 2,326   | 2,319   |
|                                                    |                                  | (2) ポ ン プ 場 費   |           |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
|                                                    |                                  | (3) 下 水 処 理 場 費 | 196,815   | 203,602   | 220,407   | 206,941   | 210,316   | 209,751   | 209,187   | 208,625   | 208,064 | 207,505 |
| (4) 総 係 費                                          |                                  | 32,420          | 12,241    | 13,588    | 19,416    | 15,081    | 15,040    | 14,999    | 14,958    | 14,917    | 14,876  |         |
| (5) 減 価 償 却 費                                      |                                  | 230,947         | 171,939   | 209,595   | 197,158   | 182,526   | 179,674   | 171,522   | 166,933   | 166,890   | 163,074 |         |
| (6) 資 産 減 耗 費                                      |                                  |                 |           |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
| 2. 営 業 外 費 用 (F)                                   |                                  | 20,944          | 13,193    | 12,036    | 12,231    | 11,469    | 10,852    | 10,485    | 10,230    | 10,357    | 10,574  |         |
| (1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費                      |                                  | 11,882          | 13,193    | 11,836    | 12,031    | 11,269    | 10,652    | 10,285    | 10,030    | 10,157    | 10,374  |         |
| (2) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税                            |                                  |                 |           | 200       | 200       | 200       | 200       | 200       | 200       | 200       | 200     |         |
| (3) 雑 支 出                                          |                                  | 9,062           |           |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
| 支 出 計 (D)                                          |                                  | 487,036         | 402,432   | 457,990   | 438,989   | 421,746   | 417,664   | 408,533   | 403,079   | 402,554   | 398,348 |         |
| 3. 特 別 損 失 (G)                                     |                                  | 197             | 58,837    | 197       | 197       | 197       | 197       | 197       | 197       | 197       | 197     |         |
| (1) 固 定 資 産 売 却 損                                  |                                  |                 |           |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
| (2) 過 年 度 損 益 修 正 損                                |                                  |                 | 58,411    |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
| (3) そ の 他 特 別 損 失                                  | 197                              | 426             | 197       | 197       | 197       | 197       | 197       | 197       | 197       | 197       |         |         |
| 支 出 計 (H)                                          | 487,233                          | 461,269         | 458,187   | 439,186   | 421,943   | 417,861   | 408,730   | 403,276   | 402,751   | 398,545   |         |         |
| 営 業 利 益 <sup>(I)</sup><br>=(A)-(E)                 | △ 168,385                        | △ 139,590       | △ 213,340 | △ 182,750 | △ 173,332 | △ 163,108 | △ 158,903 | △ 154,151 | △ 149,248 | △ 148,844 |         |         |
| 経 常 利 益 <sup>(J)</sup><br>=(D)+(B)-(F)             | 23,276                           | 40,291          | 101       | 21,242    | 15,017    | 21,078    | 17,420    | 16,572    | 24,421    | 17,998    |         |         |
| 当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) <sup>(K)</sup><br>=(D)-(H) | 23,079                           | 23,388          | 101       | 21,242    | 15,017    | 21,078    | 17,420    | 16,572    | 24,421    | 17,998    |         |         |
| 資 本 的 収 入                                          | 1. 企 業 債                         | 20,668          | 12,964    | 29,400    | 22,000    | 23,200    | 27,100    | 28,000    | 35,700    | 33,000    | 45,500  |         |
|                                                    | 2. 国 庫 補 助 金                     | 59,301          | 16,092    | 52,000    | 53,000    | 80,500    | 103,666   | 112,000   | 130,500   | 127,000   | 177,000 |         |
|                                                    | 3. 一 般 会 計 出 資 金                 | 38,622          | 49,449    | 53,347    | 58,564    | 52,201    | 46,441    | 44,500    | 60,761    | 47,950    | 74,659  |         |
|                                                    | 4. 市 町 村 負 担 金                   | 26,000          | 7,381     | 48,816    | 44,691    | 50,338    | 55,200    | 55,406    | 63,270    | 60,614    | 72,997  |         |
|                                                    | 5. 雑 収 入                         |                 |           |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
|                                                    | 計 (A)                            | 144,591         | 85,886    | 183,563   | 178,255   | 206,239   | 232,407   | 239,906   | 290,231   | 268,564   | 370,156 |         |
|                                                    | (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源<br>充当額 (B) |                 |           |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
| 純 計 (A)-(B) (C)                                    | 144,591                          | 85,886          | 183,563   | 178,255   | 206,239   | 232,407   | 239,906   | 290,231   | 268,564   | 370,156   |         |         |
| 資 本 的 支 出                                          | 1. 建 設 改 良 費                     | 95,022          | 35,539    | 105,000   | 97,000    | 127,000   | 158,000   | 168,000   | 202,000   | 193,000   | 268,000 |         |
|                                                    | 2. 固 定 資 産 購 入 費                 |                 |           |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
|                                                    | 3. 企 業 債 償 還 金                   | 69,478          | 74,794    | 78,663    | 81,255    | 79,239    | 74,407    | 71,906    | 88,231    | 75,564    | 102,156 |         |
|                                                    | 4. 国 庫 補 助 金 返 還 金               |                 |           |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
|                                                    | 5. そ の 他                         |                 |           |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
| 計 (D)                                              | 164,500                          | 110,333         | 183,663   | 178,255   | 206,239   | 232,407   | 239,906   | 290,231   | 268,564   | 370,156   |         |         |
| 資本的収入額が資本的支出額に不足する額<br>(D)-(C) (E)                 | 19,909                           | 24,447          | 100       | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |         |
| 補 填 財 源                                            | 1. 損 益 勘 定 留 保 資 金               | 19,909          | 24,447    | 100       |           |           |           |           |           |           |         |         |
|                                                    | 2. 利 益 剰 余 金 処 分 額               |                 |           |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
|                                                    | 3. そ の 他                         |                 |           |           |           |           |           |           |           |           |         |         |
| 計 (F)                                              | 19,909                           | 24,447          | 100       | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |         |
| 補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)                              | 0                                | 0               | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |         |
| 企 業 債 残 高 (G)                                      | 932,882                          | 879,523         | 824,359   | 766,604   | 711,565   | 664,558   | 621,152   | 568,566   | 527,410   | 470,650   |         |         |

# 投資・財政計画(収支計画)

田村処理区

(単位:千円)

| 区 分                                                |                               | 年 度       |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
|----------------------------------------------------|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
|                                                    |                               | 令和2年度     | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和6年度     | 令和7年度     | 令和8年度     | 令和9年度     | 令和10年度    | 令和11年度  |
| 流<br>域<br>下<br>水<br>道<br>事<br>業<br>収<br>益          | 1. 営 業 収 益 (A)                | 169,595   | 153,594   | 130,888   | 133,482   | 132,683   | 138,858   | 142,152   | 145,223   | 142,911   | 140,929 |
|                                                    | (1) 市 町 村 負 担 金               | 169,595   | 153,594   | 130,888   | 133,482   | 132,683   | 138,858   | 142,152   | 145,223   | 142,911   | 140,929 |
|                                                    | (2) そ の 他                     |           |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
|                                                    | 2. 営 業 外 収 益 (B)              | 296,094   | 289,546   | 360,673   | 384,519   | 337,366   | 319,337   | 319,009   | 306,541   | 287,974   | 278,541 |
|                                                    | (1) 国 庫 補 助 金                 | 2,331     | 2,232     | 5,000     | 7,500     | 6,500     | 2,500     | 6,500     | 8,000     | 6,500     | 4,500   |
|                                                    | (2) 一 般 会 計 負 担 金             | 10,734    | 20,441    | 18,992    | 19,041    | 18,660    | 17,706    | 16,843    | 16,044    | 14,826    | 13,752  |
|                                                    | (3) 消費税及び地方消費税還付金             |           |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
|                                                    | (4) 長 期 前 受 金 戻 入             | 278,460   | 266,870   | 336,678   | 357,975   | 312,203   | 299,128   | 295,663   | 282,494   | 266,645   | 260,286 |
|                                                    | (5) 雑 収 益                     | 4,569     | 3         | 3         | 3         | 3         | 3         | 3         | 3         | 3         | 3       |
|                                                    | 3. 特 別 利 益 (C)                | 0         | 79,496    | 165       | 165       | 165       | 165       | 165       | 165       | 165       | 165     |
|                                                    | 収 入 計 (D)                     | 465,689   | 522,636   | 491,726   | 518,166   | 470,214   | 458,360   | 461,326   | 451,929   | 431,050   | 419,635 |
| 流<br>域<br>下<br>水<br>道<br>事<br>業<br>支<br>費          | 1. 営 業 費 用 (E)                | 502,288   | 411,919   | 473,743   | 494,773   | 451,841   | 439,731   | 437,237   | 425,046   | 410,182   | 404,814 |
|                                                    | (1) 管 渠 費                     | 11,708    | 23,112    | 22,988    | 19,269    | 21,789    | 21,939    | 22,090    | 22,242    | 22,395    | 22,549  |
|                                                    | (2) ポ ン プ 場 費                 |           |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
|                                                    | (3) 下 水 処 理 場 費               | 106,188   | 113,896   | 106,391   | 108,825   | 109,704   | 110,463   | 111,227   | 111,996   | 112,771   | 113,551 |
|                                                    | (4) 総 係 費                     | 10,380    | 8,041     | 7,691     | 8,704     | 8,145     | 8,201     | 8,257     | 8,314     | 8,371     | 8,428   |
|                                                    | (5) 減 価 償 却 費                 | 374,012   | 266,870   | 336,673   | 357,975   | 312,203   | 299,128   | 295,663   | 282,494   | 266,645   | 260,286 |
|                                                    | (6) 資 産 減 耗 費                 |           |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
|                                                    | 2. 営 業 外 費 用 (F)              | 11,147    | 19,135    | 17,713    | 17,754    | 17,365    | 16,403    | 15,531    | 14,723    | 13,496    | 12,413  |
|                                                    | (1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費 | 5,907     | 19,135    | 17,646    | 17,687    | 17,298    | 16,336    | 15,464    | 14,656    | 13,429    | 12,346  |
|                                                    | (2) 消費税及び地方消費税                |           |           | 67        | 67        | 67        | 67        | 67        | 67        | 67        | 67      |
|                                                    | (3) 雑 支 出                     | 5,240     |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
| 支 出 計 (D)                                          | 513,435                       | 431,054   | 491,456   | 512,527   | 469,206   | 456,134   | 452,768   | 439,769   | 423,678   | 417,227   |         |
| 3. 特 別 損 失 (G)                                     | 165                           | 23,249    | 165       | 165       | 165       | 165       | 165       | 165       | 165       | 165       |         |
| (1) 固 定 資 産 売 却 損                                  |                               |           |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
| (2) 過 年 度 損 益 修 正 損                                |                               | 22,858    |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
| (3) そ の 他 特 別 損 失                                  | 165                           | 391       | 165       | 165       | 165       | 165       | 165       | 165       | 165       | 165       |         |
| 支 出 計 (H)                                          | 513,600                       | 454,303   | 491,621   | 512,692   | 469,371   | 456,299   | 452,933   | 439,934   | 423,843   | 417,392   |         |
| 営 業 利 益 <sup>(I)</sup><br>=(A)-(E)                 | △ 332,693                     | △ 258,325 | △ 342,855 | △ 361,291 | △ 319,158 | △ 300,873 | △ 295,085 | △ 279,823 | △ 267,271 | △ 263,885 |         |
| 経 常 利 益 <sup>(J)</sup><br>=(D)+(B)-(F)             | △ 47,746                      | 12,086    | 105       | 5,474     | 843       | 2,061     | 8,393     | 11,995    | 7,207     | 2,243     |         |
| 当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) <sup>(K)</sup><br>=(D)-(H) | △ 47,911                      | 68,333    | 105       | 5,474     | 843       | 2,061     | 8,393     | 11,995    | 7,207     | 2,243     |         |
| 資<br>本<br>的<br>収<br>入                              | 1. 企 業 債                      | 10,274    | 26,928    | 39,900    | 37,500    | 20,000    | 24,500    | 29,500    | 16,700    | 20,200    | 34,500  |
|                                                    | 2. 国 庫 補 助 金                  | 37,990    | 72,200    | 120,000   | 145,000   | 65,000    | 93,000    | 113,000   | 53,500    | 62,500    | 83,000  |
|                                                    | 3. 一 般 会 計 出 資 金              | 19,200    | 119,434   | 122,560   | 124,340   | 126,728   | 128,799   | 131,339   | 168,145   | 138,476   | 135,250 |
|                                                    | 4. 市 町 村 負 担 金                | 55,000    | 24,295    | 54,790    | 60,550    | 43,050    | 47,550    | 52,550    | 39,850    | 43,350    | 57,550  |
|                                                    | 5. 雑 収 入                      |           |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
|                                                    | 計 (A)                         | 122,464   | 242,857   | 337,250   | 367,390   | 254,778   | 293,849   | 326,389   | 278,195   | 264,526   | 310,300 |
| (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源<br>充当額 (B)                   |                               |           |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
| 純 計 (A)-(B) (C)                                    | 122,464                       | 242,857   | 337,250   | 367,390   | 254,778   | 293,849   | 326,389   | 278,195   | 264,526   | 310,300   |         |
| 資<br>本<br>的<br>支<br>出                              | 1. 建 設 改 良 費                  | 72,224    | 122,874   | 190,000   | 220,000   | 105,000   | 142,000   | 172,000   | 87,000    | 103,000   | 152,000 |
|                                                    | 2. 固 定 資 産 購 入 費              |           |           | 1,740     |           |           |           |           |           |           |         |
|                                                    | 3. 企 業 債 償 還 金                | 34,540    | 142,539   | 145,610   | 147,390   | 149,778   | 151,849   | 154,389   | 191,195   | 161,526   | 158,300 |
|                                                    | 4. 国 庫 補 助 金 返 還 金            |           |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
|                                                    | 5. そ の 他                      |           |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
| 計 (D)                                              | 106,764                       | 265,413   | 337,350   | 367,390   | 254,778   | 293,849   | 326,389   | 278,195   | 264,526   | 310,300   |         |
| 資本的収入額が資本的支出額に不足する額<br>(D)-(C) (E)                 | △ 15,700                      | 22,556    | 100       | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
| 補<br>填<br>財<br>源                                   | 1. 損 益 勘 定 留 保 資 金            |           | 22,556    | 100       |           |           |           |           |           |           |         |
|                                                    | 2. 利 益 剰 余 金 処 分 額            |           |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
|                                                    | 3. そ の 他                      |           |           |           |           |           |           |           |           |           |         |
| 計 (F)                                              | 0                             | 22,556    | 100       | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
| 補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)                              | △ 15,700                      | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |         |
| 企 業 債 残 高 (G)                                      | 1,872,673                     | 1,747,903 | 1,634,794 | 1,528,603 | 1,402,025 | 1,275,784 | 1,153,910 | 983,093   | 844,626   | 722,540   |         |



### ■福島県下水道キャラクターのご紹介

ミズスマシがモデルのキャラクターで、水かきは汚水処理人口の普及率90%を表していて、下水道事業のPRに活躍しています。県内59市町村の汚水処理人口の普及率の更なる向上を願っています。



スマッシー